

平成 28 年定例会
環境生活農林水産常任委員会
説明資料

◎ 議案補充説明

1	議案第 128 号 調停の申立てについて	1
---	----------------------	---

◎ 所管事項説明

1	「平成 28 年版成果レポート」に基づく今後の『県政運営』等に係る意見への回答について	3
2	ウィツツ青山学園高等学校の就学支援金について	5
3	第二次人権が尊重される三重をつくる行動プランの年次報告について	7
4	第 2 次三重県男女共同参画基本計画（改定版）（中間案）について	11
5	三重県男女共同参画の年次報告について	15
6	犯罪から県民を守るアクションプログラム（仮称）（中間案）について	21
7	三重県飲酒運転ゼロをめざす年次報告について	25
8	R D F 焼却・発電事業について	29
9	指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について	35
10	指定管理候補者の選定過程の状況について	63
11	各種審議会等の審議状況について	69

別冊 1 第二次人権が尊重される三重をつくる行動プランの年次報告

別冊 2 第 2 次三重県男女共同参画基本計画（改定版）（中間案）

別冊 3 犯罪から県民を守るアクションプログラム（仮称）（中間案）

平成 28 年 10 月 5 日

環境生活部

(議案補充説明)

1 議案第128号 調停の申立てについて

1 調停の内容

三重県桑名市大字五反田字源十郎新田地内（以下、「同地内」という。）において、油を含有する廃棄物を埋め立て、同地内における油汚染を引き起こした者が推認されたことから、その者に対し、油の回収及び処理等を求めるものです。

（調停の相手方の住所・氏名）

東京都港区芝浦一丁目1番1号 コスモ石油株式会社 代表取締役 小林久志

2 事業の経緯

桑名市源十郎新田事業については、同地内に既に多量の油があったところに、P.C.B（ポリ塩化ビフェニル）が投棄され、汚染が広がったと考えられる事業であり、生活環境保全上の支障等を除去するため、産廃特措法（「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」）による国の支援を受けて、平成25年度から油の拡散防止や、P.C.B廃棄物の掘削除去、油の回収及び処理等の行政代執行を実施しています。

3 調停申立ての経緯

- ・同地内においては、調停の相手方であるコスモ石油株式会社（以下、「同社」という。）が、昭和48年から平成5年までの間に、油を含む汚泥の焼却残さを埋め立てていた経緯があることをふまえ、県はこれまで調査を行ってきました。
- ・この調査において、同社から提出された過去の廃棄物処理に関する資料や県が実施した埋立物の成分調査結果を勘案し、断定できるレベルには至らないものの、同社が油汚染を引き起こす廃棄物を埋め立てたと推認しています。
- ・同社は、行政代執行開始前に油の拡散防止対策を自主的に実施していましたが、油の回収及び処理等について協力を依頼したところ、「断定できる事実がないため、さらなる協力は困難である」として、折り合いがつかない状況にあります。
- ・このような状況をふまえ、県としましては、油の回収及び処理、並びに相手方が所有していた産業廃棄物最終処分場の埋立廃棄物のうち油汚染されたものの回収及び処理を求める調停の申立てをしようとするものです。

4 今後の対応

調停の申立てについて議決いただいた後、裁判所に調停の申立てを行い、相手方との合意形成に向けて努めます。

1 「『平成28年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

環境生活農林水産常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	担当部局の答弁
142	交通事故ゼロ、飲酒運転〇(ゼロ)をめざす安全なまちづくり	環境生活部	信号機の設置について、必要となる箇所数の全体把握や、必要となる予算の確保など、実現に向かう取組を進めるとともに、警察などの関係機関とも十分に連携しながら、安全・安心な交通環境の整備に取り組まれたい。	警察においては、信号機や横断歩道等の交通安全施設について県民から多くの要望をいただいており、信号機の設置などについては、必要性、緊急性を勘案して、真に効果が得られるよう、必要な箇所数に対する予算の確保に努めていると聞いております。 今後も、道路管理者、警察との連携を深め、少しでも地域住民の要望に沿えるよう、限られた予算の中ではありますが、信号機設置も含め、ソフト、ハード両面から効果的な交通安全施策が推進できるよう努めてまいります。
151	地球温暖化対策の推進	環境生活部	M-E MSの新規の認証事業所数が増加するよう、効果的な取組を推進されたい。	M-E MSの認証取得者には、三重県建設工事発注標準に定める技術等評価点数に加算措置があります。また、産業廃棄物処理業における優良事業者認定時の環境配慮の取組要件としても、M-E MS認証取得が活用できます。M-E MS認証取得によるこれらのメリットを紹介するとともに、さまざまな業界団体や商工団体とも連携して、これまで以上にM-E MSを知っていただく機会を設け、M-E MSの普及に努めてまいります。
154	大気・水環境の保全	環境生活部	伊勢湾岸における漂着物には、流木も多く含まれている状況にある。このため、排ガスや排水を排出する工場・事業場に求められるコンプライアンス意識と同様に、山林などの上流部から河口域に至る関係者に対して発生抑制に向けた意識啓発に取り組まれたい。	流木も含めた海岸漂着物の問題は、沿岸部だけの対策で解決できる問題ではないと認識しており、マスメディア等を活用し、河川の上流域においても認識が広まるよう普及啓発を行ってきました。今後とも、三県一市の枠組等も活用しながら、河川の上流域の関係者に対しても発生抑制の認識が広まるよう取り組んでまいります。

2 ウィツツ青山学園高等学校の就学支援金について

1 経緯

平成 27 年 12 月 8 日に東京地検特捜部による捜査が入り、ウィツツ青山学園高等学校（通信制課程）が就学支援金を不正受給した疑いがあるとして、現在も捜査が行われています。（不正受給の疑い：受給資格の無い高卒の生徒 3 名、学校設置者の内部調査で 2 名判明）

平成 28 年 9 月 14 日に学校を運営する株式会社ウィツツの元監査役（元四谷 LETS の実質経営者）が、13 名分の生徒の不正受給を主導したとして詐欺の疑いで逮捕されました。

2 現状

（1）ウィツツ青山学園高等学校

①学校の概要

- ・伊賀市が平成 16 年に「伊賀市意育教育特区」の認定を受け、伊賀市を設置認可者、株式会社ウィツツを設置者として、平成 17 年 4 月に開設した株式会社立の高等学校
- ・全日制と通信制を併設
 - ・平成 27 年 11 月末現在の生徒数：全日制 21 名、通信制 1,194 名
 - ・平成 28 年 9 月 1 日現在の生徒数：全日制 16 名、通信制 340 名
- ・通信制の生徒を支援するサポート校は、全国に 35 か所（事案発覚時 46 か所）ある。不正受給が問題となっている四谷 LETS（サポート校）は、平成 27 年 12 月 31 日に廃止済み

※サポート校とは分校ではなく、本校が契約により生徒の支援を依頼する塾等の別機関

②伊賀市の対応

- ・不適切な授業が行われていた在校生・卒業生に対する再履修は伊賀市主導で実施中
- ・5 月 6 日に伊賀市が株式会社ウィツツに対し、変更命令及び行政指導（通信制課程の教員数の是正等）
- ・8 月 2 日に国から伊賀市に対し、措置要求（改善が図られる見込みがない場合には特区認定の取消があり得ることを含む。）
- ・8 月 15 日に株式会社ウィツツに対し、改めて変更命令及び行政指導（学校の閉鎖命令や特区認定の取消の国への申出があり得ることを含む。）
- ・9 月 9 日に株式会社ウィツツから改善状況の報告（改善内容は不十分）
- ・9 月 30 日に伊賀市長が文部科学大臣に措置要求に対する措置状況報告（学校に閉鎖命令を行うことが適當であるが、在校生の教育の場を保証する必要性等から、学校の運営主体の交代を年内に調整する。）

(2) 就学支援金

①制度の概要

就学支援金（国 10/10）は、高校に通う生徒が、一定の所得要件の世帯に属する場合、授業料に充てるために生徒に支給されるもので、学校設置者が代理受領を行います。

私立高等学校等の就学支援金の事務は環境生活部私学課が所管しており、各学校設置者に対し交付事務を行っています。

（参考）平成 26 年度ウィツツ青山学園高等学校交付実績

全日制：3,623,400 円、通信制：157,113,000 円

②平成 27 年度の交付状況

平成 27 年 12 月の事件発生後、県は生徒の受給資格の再確認が必要であると判断し、生徒から受給資格確認書を提出させ、受給資格の再確認を行った上で就学支援金の交付を行うこととしましたので、現在、平成 27 年度の就学支援金の交付を保留しています。

③不正受給の返還

不正受給を行ったと株式会社ウィツツから報告があった 5 名分については、受給資格の取消を行い、就学支援金の返還を求めたところ、5 月 13 日に株式会社ウィツツから 91 万 800 円（平成 26 年度就学支援金）が返還されました。

3 今後の対応

（1）ウィツツ青山学園高等学校（伊賀市の対応）

今後、伊賀市は、株式会社ウィツツに対し運営主体の交代を要請し、他の運営主体との交代を年内に調整することとしています。

なお、伊賀市は、株式会社ウィツツが学校の運営主体の交代について真摯に対応しないことにより進展が見込まれない場合には、学校閉鎖命令を行うことも必要と考えています。

また、伊賀市は、不適切な授業が行われていた履修回復措置の完了について、引き続き取り組んでいくとのことです。

（2）就学支援金（県の対応）

受給資格の再確認の結果をふまえ、受給資格があると判断した生徒については、就学支援金を支払う必要がありますが、支払時期については、伊賀市における今後の措置状況をふまえ慎重に検討することとし、同校の閉鎖や運営主体の変更等が行われる場合には、その際の債権債務の処理の中で対応します。

直近の新聞等においては、就学支援金の不正受給を行った生徒が 13 名おり、レポートや試験をサポート校の職員等が代筆していた等の報道がありますが、現在、東京地検が捜査中であり事実関係は不明です。今後、不正受給を行ったと判明した生徒については、受給資格の取消を行い就学支援金の返還を求めます。

3 第二次人権が尊重される三重をつくる行動プランの年次報告について

- 1 第二次人権が尊重される三重をつくる行動プランの年次報告について
三重県人権施策基本方針に基づき、第二次人権が尊重される三重をつくる行動プランに掲げる各施策の進捗状況等について、年次報告として取りまとめました。

(1) 年次報告の主な構成

年次報告は、第二次行動プランの4つの施策分野に位置づけられた人権施策（16施策）ごとに、次の項目により構成しています。

- ① データからみた状況、関係法令等の動き
- ② 現状と課題
 - ア 国連・国・他の都道府県の状況
 - イ 三重県の状況（県の主な取組状況、多様な主体による取組状況（民間、市町の取組事例））
- ③ 今後の取組方向

(2) 2016(平成28)年度版 年次報告の概要

① 各施策体系における取組状況等（主なもの）

ア 人権が尊重されるまちづくりのための施策

県内全域で人権が尊重されるまちづくりの取組が展開されていくことをめざし、地域が自主的に開催する研修会等に講師派遣等の支援を行いました。また、人権が尊重されるまちづくりの取組を実践している団体や、住民組織、企業等を対象に訪問調査を行い、その結果を年次報告で紹介しました。

【課題】人権が尊重される社会を実現するためには、住民のあらゆる活動のベースに人権尊重の視点が根づき、人権が尊重されるまちづくりの取組が県内各地で実施されることが必要です。

イ 人権意識の高揚のための施策

人権啓発の推進については、テレビ・ラジオ等の広報媒体を活用した感性に訴える啓発、県民参加型啓発、スポーツ組織との連携による取組等、さまざまな手法を活用した啓発活動を展開しました。また、人権教育の推進については、教職員を対象とした研修会等を実施するとともに、学校における人権教育カリキュラムの作成や、授業内容の改善・充実への助言等に取り組みました。

【課題】人権啓発の推進については、多くの県民が啓発の機会を得られるよう、手法に創意工夫を凝らし啓発活動に取り組むことが必要です。また、人権教育については、人権尊重の意識と実践力を養うため、学校の教育活動全体を通じ、子どもを主体とする取組を推進することが必要です。

ウ 人権擁護と救済のための施策

人権に関するさまざまな相談に対応するため、人権センターに相談窓口を設け、電話・面接相談を行いました。また、相談員等を対象に人権に関わるスキルアップ講座を開催し、資質向上を支援しました。

【課題】多様化する人権相談に対応するため、相談業務に必要な知識等を習得するための機会を提供するとともに、各相談機関が相互に連携を強化していくことが必要です。

エ 人権課題のための施策

さまざまな人権課題の解決に向けて、以下の取組を進めました。

- ・同和問題に関する差別意識の解消に向けて、講座等を開催するとともに、「えせ同和行為」の問題について、県関係機関や市町等に啓発冊子を配布
- ・児童生徒向けいじめ電話相談紹介チラシや子どもたちの安全確保のための協力チラシを配布するなど啓発の実施
- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援体制として、平成27年6月に「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を開設し、女性相談員による電話・面接相談や、関係機関・団体等と連携した支援を実施
- ・障がい者の地域社会への参画を促進するため、「三重県障がい者芸術文化祭」の開催、手話通訳者の養成、障がい者のスポーツ・レクリエーション教室等を実施
- ・元気な高齢者が生活支援の担い手となるよう、地域シニアリーダー養成研修を実施するとともに、住み慣れた地域できめ細かなサービスが受けられるよう、介護サービス提供体制の整備を支援
- ・外国人住民の地域社会への参加・参画を進めるため、健康、安全、教育等の行政・生活情報を多言語ホームページで提供。また、多言語による相談窓口の開設や、相談員等を対象とする研修を実施

【課題】背景や問題点の異なる多様な人権課題に対応するため、さまざまな主体と連携し、迅速で的確な対応を進めていくことが必要です。

② 今後の主な取組方向(平成28年度以降)

ア 人権が尊重されるまちづくりのための施策

平成28年3月に策定した「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、人権施策を推進します。また、人権が尊重されるまちづくりの取組が県内全域で展開されていくよう、講師派遣等の支援を行い、地域のニーズをふまえた学習機会を提供します。

イ 人権意識の高揚のための施策

人権啓発の推進にあたっては、県民一人ひとりの人権意識の高揚をめざし、より多くの県民に啓発の機会を提供できるよう、効果的な手法を工夫しながら啓発事業を実施します。また、人権教育については、人権教育カリキュラムの作成を進め、学校の教育活動全体を通じた取組を展開します。

ウ 人権擁護と救済のための施策

県民からの人権相談に迅速かつ的確に対応できるよう、相談員等に対する研修を行い、資質向上を図るとともに、県の関係機関をはじめ国や市町等との連携強化に取り組みます。

エ 人権課題のための施策

子どもの人権問題、障がい者や高齢者の人権問題等が社会の関心を集める中、重大な人権侵害への対応や未然防止策の速やかな実施に努めるとともに、国や市町、さまざまな主体との連携、協力による取組を推進していきます。

(3) 今後の予定等

三重県人権施策審議会（8月29日開催）において、平成27年度の取組実績を報告し、今後の取組についてご意見をいただきました。

今後、同年次報告を県ホームページに掲載し、県民への周知を行うとともに、冊子を市町や国等関係機関に配布し、情報共有を図ります。

これらの取組の成果と課題をふまえ、市町等をはじめ、県民、NPO・団体、企業等さまざまな主体と連携、協力しながら、人権が尊重される社会の実現に向けて、人権教育・啓発をはじめとする取組を推進します。

4 第2次三重県男女共同参画基本計画（改定版）（中間案）について

1 改定の趣旨等

人口減少や少子高齢化の進展、共働き世帯の増加等、男女共同参画を取り巻く社会経済情勢に大きな変化が生じているため、平成23年3月に策定した「第2次三重県男女共同参画基本計画（以下、「基本計画」という。）」の改定を行うものです。

併せて、今回改定する基本計画を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく県の推進計画としても位置付けます。

2 中間案の概要

（1）めざす姿

男女が性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことのできる男女共同参画社会の実現をめざします。

（2）計画の期間

平成29年4月～平成33年3月（4年間）

※現行の基本計画 平成23年4月～平成33年3月（10年間）

（3）計画の構成

男女共同参画社会の実現をめざして、3つの基本方向により施策を推進します。

【基本方向Ⅰ】職業生活における女性活躍の推進

I-I 雇用等の分野における女性活躍の推進

I-II 農林水産業、商工業等の分野における女性活躍の推進

I-III 仕事と子育て等の両立できる環境整備の推進

【基本方向Ⅱ】男女共同参画を推進するための基盤の整備

II-I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

II-II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

【基本方向Ⅲ】男女が安心して暮らせる環境の実現

- Ⅲ-Ⅰ 家庭・地域における男女共同参画の推進
- Ⅲ-Ⅱ 生涯を通じた男女の健康と生活の支援
- Ⅲ-Ⅲ 男女共同参画を阻害する暴力等へ取組

なお、基本計画（中間案）の概要は、別紙1のとおりです。

詳細については、別冊2「第2次三重県男女共同参画基本計画（改定版）（中間案）」のとおりです。

3 今後の予定

平成28年10~11月	パブリックコメント実施
平成28年11月	男女共同参画審議会で最終案審議
平成28年12月	環境生活農林水産常任委員会で最終案説明
平成29年1月	審議会から基本計画改定に係る答申
平成29年2月	議案上程
平成29年3月	基本計画改定・公表

第2次三重県男女共同参画基本計画(改定版)(中間案)の概要

めざす姿 ~男女共同参画社会の実現~

男女が性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことのできる社会

計画の位置づけ

○三重県男女共同参画推進条例

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を策定する。

○男女共同参画社会基本法

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めなければならない。

○女性活躍推進法

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

計画の期間

平成29年度から平成32年度まで

計画の構成

第1章 計画策定の背景

- 1 計画策定に至る経緯
- 2 第2次三重県男女共同参画基本計画策定以降の現状と課題

第2章 計画の基本事項

- | | | |
|-----------|-----------|---------|
| 1 計画の位置づけ | 2 計画の目標 | 3 計画の期間 |
| 4 計画の体系 | 5 計画の重点事項 | |

第3章 計画の内容

基本方向I 職業生活における女性活躍の推進

- I-I 雇用等の分野における女性活躍の推進
- I-II 農林水産業、商工業等の分野における女性活躍の推進
- I-III 仕事と子育て等の両立できる環境整備の推進

基本方向II 男女共同参画を推進するための基盤の整備

- II-I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- II-II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

基本方向III 男女が安心して暮らせる環境の実現

- III-I 家庭・地域における男女共同参画の推進
- III-II 生涯を通じた男女の健康と生活の支援
- III-III 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

第4章 計画の推進

背景

- ・少子高齢化の進展
- ・人口減少社会の到来
- ・共働き世帯の増加
- ・世帯構成の変化
- ・女性の就業率の高まり
- ・女性のライフスタイルの変化
- ・女性活躍の動きの拡大 など

別紙1

5 三重県男女共同参画の年次報告について

三重県男女共同参画推進条例（平成13年1月施行）第12条の規定に基づき、第2次三重県男女共同参画基本計画の施策の実施状況について、年次報告として取りまとめました。

1 年次報告の主な構成

年次報告は、県の自己評価、三重県における男女共同参画の現状、第2次三重県男女共同参画基本計画に基づく平成27年度事業実施概要等で構成しています。

- 県の自己評価（平成28年版成果レポートのうち施策212）
- 三重県における男女共同参画の現状
- 第2次三重県男女共同参画基本計画に基づく平成27年度事業実施概要
- 資料（目標値、参考データ、県内外の主な動き等）

2 平成28（2016）年版年次報告の概要

（1）男女共同参画に関する意識

① 固定的な性別役割分担意識について

平成27年度に県が実施したe-モニター調査において、「男は仕事、女は家庭という考え方について、どう思いますか」と尋ねたところ、「賛成」と「どちらかといえば賛成」を併せた割合は35.0%となり、減少傾向が続いていることから、性別による固定的な役割分担意識は徐々に薄くなっていると言えます。

② 社会全体における男女の地位の平等感について

平成27年度に県が実施した「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」（以下、「県民意識と生活基礎調査」という。）において、男女の地位の平等感について尋ねたところ、「平等である」の割合は「学校」の57.5%が最も高く、「社会全体」の14.8%が最も低くなっています。

また、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を併せた割合は、「社会全体」の67.3%が最も高く、次に「社会通念や風潮」の66.8%となっており、男女の地位は依然として男性優遇感が根強いと言えます。

③ 女性の職業への関わり方について

「県民意識と生活基礎調査」において、女性は働きやすい環境にあると思うかについて尋ねたところ、「そう思わない」の割合が51.8%で最も高く、前回の県調査（平成21年度実施）からは5.6ポイント高くなっていることから、働く女性を取り巻く環境は厳しくなっていると考える人が増えています。

(2) 各基本施策における取組状況等（主なもの）

I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

県と市町の審議会等における女性委員の割合は、平成26年度の25.8%（県33.6%、市町24.8%）に対して、平成27年度は26.5%（県33.8%、市町25.6%）となっています。

県の審議会等における男女の委員構成が均衡のとれたものとなるよう、男女のいずれか一方の数が委員総数の十分の四未満となる場合に実施する手続の時期を見直すとともに、女性委員の割合を高めるため、新たな目標を設定しました。

【課題】県、市町とも、審議会等における女性委員の割合は、徐々に増加しているものの、緩やかであるため、女性人材の発掘等に向けた取組を継続するとともに、女性の意見を反映していく重要性の意識を社会全体で共有できるよう、啓発等を推進していくことが必要です。

II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

「県民意識と生活基礎調査」において、家庭における男女の役割分担について尋ねたところ、前回の県調査（平成21年度実施）と比べて、食事の支度や後片付け、家の掃除をはじめ、全ての分野について「ほとんど妻がしている」の割合が低くなり、「妻が中心だが夫も手伝う」の割合が高くなっています。

三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女共同参画フォーラム（年1回）の開催や情報誌「Frente」（年4回）の発行、「フレンテみえ」の職員が団体等に出向いて講演を行う「フレンテトーク」（年62回）の実施等による啓発に取り組みました。

【課題】女性の負担軽減は徐々に進んでいるものの、家庭における家事の役割分担は主に女性が担う偏りのある現状が見られることから、引き続き、県内の市町や関係団体、企業等との連携を一層密にして、啓発等を推進していく必要があります。

III 働く場における男女共同参画の推進

「三重県内事業所労働条件等実態調査」によると、女性の能力発揮促進のため、積極的な取組を行っている企業等の割合は、平成26年度の29.5%から平成27年度は32.9%に増加し、多様な就労形態を導入している事業所の割合は、平成26年度の48.5%から平成27年度は50.5%に増加しています。

県内における女性活躍の機運を醸成するため、女性の大活躍推進三重県会議1周年記念大会を開催し、取組発表やトークイベントを行いました。女性の大活躍推進三重県会議の会員数は254団体（平成27年度末）となりました。

【課題】働くことを希望する女性が「仕事」と「家庭」いずれかの選択を迫られることなく、その個性と能力を發揮し、多様で柔軟な働き方を選択できるよう、長時間労働を前提とした働き方の改革、男性の子育てや介護への参画等をさらに推進していくことが必要です。

IV 家庭・地域における男女共同参画の推進

「県民意識と生活基礎調査」において、乳児・就学前の幼児の養育は前回の県調査（平成21年度実施）に比べて女性の負担割合が減少しています。

「フレンテみえ」において、男性の家事や育児、地域活動への参画を推進するため、男性を対象とした講座を「子育て世代向け」、「定年世代向け」にそれぞれ1回を開催するとともに、地域において男女共同参画を推進する人材を育成するための講座（年2回）を開催しました。

【課題】家庭における高齢者の介護等は男性に比べて女性の負担となっている現状がうかがえることなどから、引き続き、啓発の対象や方法を工夫しながら、男性を含めて幅広い年齢層に対する効果的な啓発の継続が必要です。

V 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組

「県民意識と生活基礎調査」において、DVの被害を受けた時に「相談・連絡するつもりがなかった、しなかった」の割合が54.2%と最も高く、前回の県調査（平成21年度実施）から5.3ポイント高くなっています。

「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に街頭啓発（22か所）を実施するとともに、「女性に対する暴力防止セミナー」を開催しました。また、内閣府の提唱する「パープルライトアップ」による啓発に取り組みました。

【課題】暴力を容認しない社会づくりに向けた啓発に取り組むとともに、DV等の被害が潜在化することのないよう、関係機関と連携しながら、相談機関の周知等を進める必要があります。

3 今後の主な取組方向

I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

県の審議会等における男女の委員構成がより均衡のとれたものとなるよう、男女のいずれか一方の数が委員総数の十分の四未満となる場合に実施する手続の時期を早めることで、調整に必要な期間を確保し、女性委員の選任につなげます。

また、女性人材リストの登録データを更新するとともに、活用を促進することによって、女性委員の選任を進めてまいります。

市町の審議会等における女性委員の選任が進むよう、審議会等における男女の委員構成に配慮する県の取組に係る情報提供等による働きかけを行います。

II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

「フレンチみえ」との連携を密にし、啓発や相談、各種セミナー、講座等を関係部局と連携しながら取り組みます。

また、男女共同参画を阻害する要因や新たに発生している課題等に対応していくため、現状やニーズを把握する調査研究を行い、成果を県内市町や関係機関等と共有するとともに、今後の事業に活用していきます。

III 働く場における男女共同参画の推進

企業・団体等に「女性の大活躍推進三重県会議」への加入の働きかけを継続するとともに、フォーラムやセミナーの開催、専門家の派遣等による支援を行い、女性活躍の機運醸成と取組促進を図ります。

また、マタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントの防止に向けた冊子を作成して啓発に取り組みます。

IV 家庭・地域における男女共同参画の推進

家庭や地域における男女共同参画の効果的な推進に向けて、男性の意識改革を促すために、男性を対象に開催する講座については、講座修了後に参加者による地域活動につながることをめざしたプログラムで実施していきます。

また、地域のリーダーが男女共同参画の視点を持って活動に取り組むことができるよう、男女共同参画を推進する人材を養成する講座を開催します。

V 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組

DVをはじめとしたあらゆる暴力を許さない意識の醸成に向けて、警察、市町、関係機関・団体等と連携しながら街頭啓発等を継続して実施します。

また、DVの被害が潜在化することのないよう、DV相談先カードの配布等による相談機関や連絡先の周知に取り組みます。

さらに、性犯罪・性暴力被害者が安心して相談や必要な支援を受けることができるよう、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の周知を図るとともに、関係機関との連携を一層進めてまいります。

第一期実施計画における基本施策の指標一覧

I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

基本施策の指標	実績値	目標値（平成27年度）
◎県・市町の審議会等における女性委員の登用率	(平成27年度) 26.5%	28.7%

II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

基本施策の指標	実績値	目標値（平成27年度）
◎男女共同参画フォーラムの男性参加率	(平成27年度) 51.6%	45.0%

III 働く場における男女共同参画の推進

III-Ⅰ 雇用等の分野における男女共同参画の推進

基本施策の指標	実績値	目標値（平成27年度）
◎女性の能力発揮促進のため、積極的な取組を行っている企業等の割合	(平成27年度) 32.9%	27.0%

III-Ⅱ 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

基本施策の指標	実績値	目標値（平成27年度）
1 農業委員会あたりの女性農業委員数	(平成27年度) 2.17人	2人以上

IV 家庭・地域における男女共同参画の推進

基本施策の指標	実績値	目標値（平成27年度）
自治会長の女性割合	(平成27年度) 3.0%	3.0%

V 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組

V-Ⅰ 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

基本施策の指標	実績値	目標値（平成27年度）
◎健康寿命	(平成26年) 男78.0歳 女80.7歳	(平成26年) 男78.1歳 女81.5歳

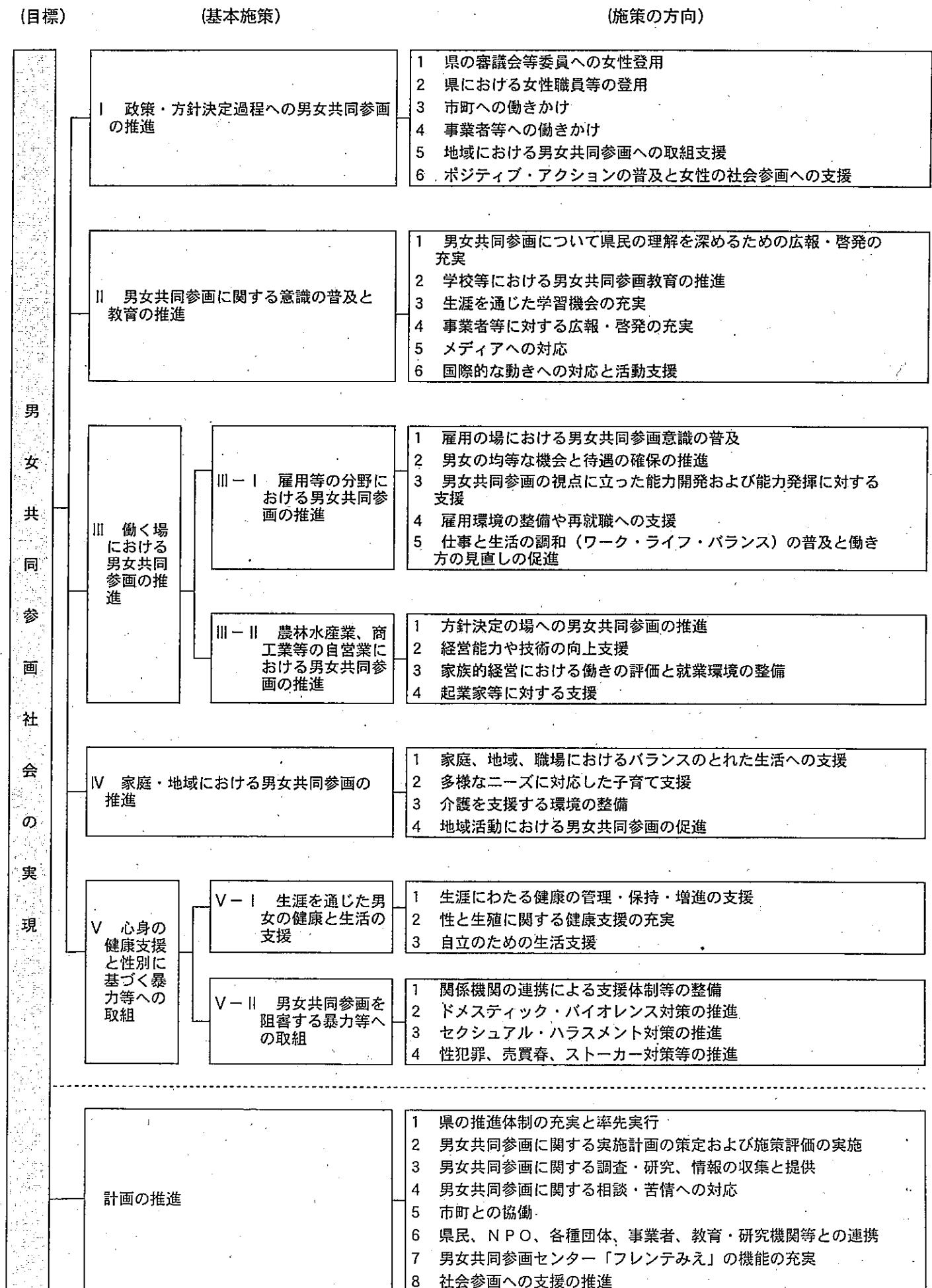
V-Ⅱ 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

基本施策の指標	実績値	目標値（平成27年度）
◎「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発箇所数	(平成27年度) 23か所	24か所

◎・・・「みえ県民力ビジョン・行動計画」における目標項目

【参考資料】

第2次三重県男女共同参画基本計画の体系



6 犯罪から県民を守るアクションプログラム（仮称）（中間案）について

1 策定の趣旨

本県では、地域における自主防犯活動を促進するなど、県民等との「協創」による安全で安心なまちづくりに取り組んできました。特に、平成28（2016）年5月の「伊勢志摩サミット」の開催にあたっては、地域密着型のテロ対策の推進体制がスタートするなど、「オール三重」で一丸となった取組が展開され、県民の皆さんとの協創によって安全・安心なまちづくりを実現する気運が一層高まりました。

このようなサミットの「レガシー」を引き継ぎ発展させ、県民等さまざまな主体との協創による安全で安心な三重のまちづくりを総合的に推進していくために、「犯罪から県民を守るアクションプログラム（仮称）」を策定することとしており、中間案を取りまとめました。

2 中間案の概要

（1）計画期間

計画策定の日から平成31（2019）年度末

（2）基本方針

- ア) 意識づくり（防犯・交通事故防止意識を高める）
- イ) 地域づくり（地域の防犯・交通安全力を向上させる）
- ウ) 環境づくり（犯罪や交通事故を防ぐ環境を整える）

の3つを基本方針として、県民、事業者の皆さん等さまざまな主体との協創により、「県民力でつくる 犯罪や交通事故のない、安全で安心な三重」をめざしていきます。

（3）計画の概要

中間案の概要については別紙1のとおりです。

また、詳細は別冊3のとおりです。

<計画の特徴とポイント>

① 防犯と交通安全を総合的かつ横断的に推進するアクションプログラム

本計画では、防犯だけでなく、交通安全も含めた安全・安心を総合的かつ横断的に推進するアクションプログラムとしているところが特徴の一つとなっています。また、県民の皆さん等に期待するアクションの具体例の提示、自主防犯活動団体の活動事例等の具体例を盛り込み、真に実効性のあるアクションプログラムとなるようにしています。

② 県と県民の皆さん等との協創による安全・安心をめざし、進化するアクションプログラム

策定後のPR、出前講座等での具体的なアクションの呼びかけ、県民・事業者独自のアクションの収集と横展開の3つのステップで、本計画を道具として活用してもらい、計画自体を進化させていくことを想定しています。

③ 重点テーマの設定

犯罪等に関する現状や、平成28年1月～2月に実施した「『犯罪から県民を守るアクションプログラム（仮称）』に係る県民意識調査」の結果を参考にし、次の7つの重点テーマを設定しました。これらのテーマに基づき、県と県民の皆さん等さまざまな主体との協創で取組を進めています。

- ア) 犯罪被害に遭いにくい生活環境を確保する
- イ) 子ども・女性・高齢者を犯罪から守る
- ウ) テロ対策を推進する
- エ) IT社会における安全・安心を確保する
- オ) 薬物乱用を防止する
- カ) 交通事故ゼロ・飲酒運転ゼロをめざす
- キ) 犯罪被害者等支援策を充実させる

④ 数値目標の設定

基本目標は、「刑法犯認知件数」および「交通事故死者数」としています。

目標値は、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」、「第10次三重県交通安全計画」に合わせています。

○刑法犯認知件数（平成27年現状値15,178件、平成31年目標値15,178件未満）

犯罪から県民を守る取組の成果を客観的に表す総合的な指標として、県民の皆さんにとってわかりやすいものであることから設定しました。

○交通事故死者数（平成27年現状値87人、平成31年目標値60人以下）

交通事故の抑止は交通安全対策の最大の課題であり、交通事故がもたらす最悪の結果を回避すべく、国および県の交通安全計画の目標にもなっているこの指標を設定しました。

【重点テーマの活動指標】

基本目標の達成につなげるため、重点テーマ毎に進捗を測る目安として活動指標を掲げます。

3 今後の予定

平成28年10月～11月 パブリックコメント実施、最終案作成、懇話会等で意見聴取

12月 環境生活農林水産常任委員会で最終案説明

平成29年1月 策定・公表

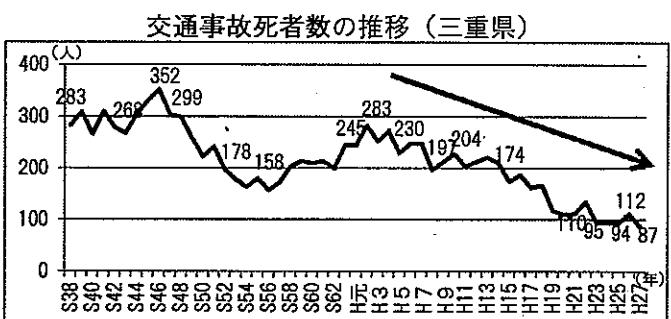
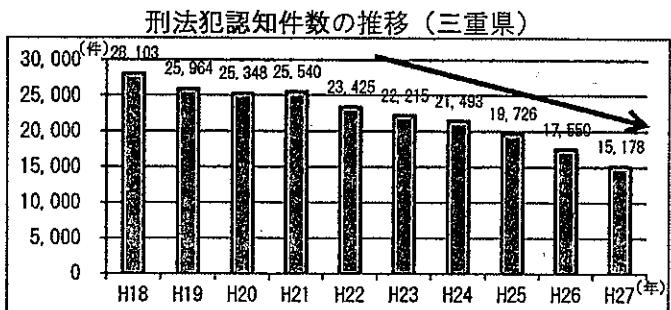
犯罪から県民を守るアクションプログラム（仮称）（中間案）の概要

＜背景＞

- 県内の刑法犯認知件数がピーク時から7割近く減少するなど、犯罪情勢には一定の改善が見られます。一方で、県民の皆さんに強い不安を与える凶悪犯罪や侵入犯罪、子どもや女性が被害者となる性犯罪等が後を絶たないなど、県民の皆さんの不安が解消されるには至っていません。
- 伊勢志摩サミット後も、お伊勢さん菓子博2017や高校総体、三重っこわか国体の開催などにより、多くの人びとの来県が見込まれ、交通安全にも一層の注意が求められています。
- 伊勢志摩サミットの「レガシー」を発展させる
- サミットの開催は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という気運の高まりなどの「レガシー」を三重にもたらしました。
- このようなサミットのレガシーを得た今こそ、それを引き継ぎ発展させて、県として県民等さまざまな主体との協創による安全で安心な三重のまちづくりを総合的に推進していくため、計画を策定します。
- 位置づけ
- 「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の中で、県を挙げて県民等さまざまな主体と協創し、防犯と交通安全のための取組を総合的かつ横断的に推進していく個別計画とします。

計画期間：平成31（2019）年度末まで

計画の趣旨



刑法犯認知件数、交通事故死者数は、ともに減少傾向にありますが、計画策定のために実施した県民意識調査結果からは、空き巣やひったくり等の犯罪や、子ども・女性に対する犯罪等に脅威を感じる人が多くいることなどがわかりました。

めざす姿

「県民力でつくる 犯罪や交通事故のない、安全で安心な三重」

県民、事業者など、さまざまな主体と協創

＜計画期間中の基本目標＞
刑法犯認知件数：15,178件（H27）→15,178件未満（H31）
交通事故死者数：87人（H27）→60人以下（H31）

＜進捗管理＞

毎年度、府内各部局からなる「連絡会議」で進捗状況等を確認したうえで、進捗状況を広く県民等に共有し、外部有識者等からなる「推進会議」等で意見を聞き、改善を図る

3つの「基本方針」

意識づくり

～防犯・交通事故防止意識を高める～

地域づくり

～地域の防犯・交通安全力を向上させる～

環境づくり

～犯罪や交通事故を防ぐ環境を整える～

7つの「重点テーマ」

- ①犯罪被害に遭いにくい生活環境を確保する
- ②子ども・女性・高齢者を犯罪から守る
- ③テロ対策を推進する
- ④IT社会における安全・安心を確保する
- ⑤薬物乱用を防止する
- ⑥交通事故ゼロ・飲酒運転ゼロをめざす
- ⑦犯罪被害者等支援策を充実させる

犯罪等に関する状況や、県民の皆さんの意識をもとに、左の7項目を「重点テーマ」とし、それぞれが互いに横断的なものであることを意識しながら重点的に推進していきます。

各テーマでは、県民・事業者の皆さんに期待する“アクション”を具体的に例示しています。また、関連する県の取組方向を挙げ、進捗を測る目安として、活動指標を掲げています。

①PR、②アクションの喚起、③県民・事業者独自のアクションの収集と横展開 の3ステップで、計画を‘道具’として協創を進めながら、計画自体を進化させていくことを想定しています。

7 ゼロ 三重県飲酒運転0をめざす年次報告について

三重県飲酒運転0をめざす条例（平成25年7月施行）第6条第4項の規定に基づき、平成27年度の飲酒運転0をめざす基本計画（以下「基本計画」という。）の施策の実施状況について、年次報告としてとりまとめました。

1 平成28（2016）年版年次報告の主な構成

- (1) 三重県の飲酒運転の現状
- (2) 平成27年度中の数値目標達成状況と課題
- (3) 平成27年度中の基本計画に対する取組と課題
- (4) 第2次三重県飲酒運転0をめざす基本計画に基づく今後の取組
- (5) 平成27年度中の「三重県飲酒運転0をめざす基本計画」の具体的な取組状況

2 数値目標の達成状況

基本計画の計画期間において、県、警察、市町、関係機関・団体の連携などにより、県民、事業所、行政が一体となった飲酒運転根絶に向けた取組を着実に推進するため、4つの目標を設定しています。平成27年度の目標項目の達成状況は、4項目中2項目で、未達成の項目は、「飲酒運転事故件数」及び「ハンドルキーパー推進店等の指定等」の2項目でした（別表参照）。

3 平成28（2016）年版 年次報告の概要

（1）規範意識の定着

① 飲酒運転防止のための取組

三重県交通安全運動実施要綱の重点目標の一つとして飲酒運転の根絶を掲げ、県交通対策協議会が実施する四季の交通安全運動をはじめ、各機関団体による各種啓発活動、マスメディア等を活用した広報啓発、飲酒運転取締り、ハンドルキーパー運動の普及など、さまざまな手段方法で飲酒運転防止意識の普及啓発を行うとともに、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という規範意識の定着のため、県内各地の大型商業施設や、大学におけるキャンペーンの実施や飲酒運転0メッセージの募集活動などの飲酒運転0をめざす啓発事業を展開しました。

【課題】

依然として飲酒運転が後を絶たない現状にあることから、飲酒運転根絶のためには、さらなる飲酒運転防止意識の普及・定着が必要です。

② 教育機関等による教育

三重県教育委員会は、保健体育担当者研究協議会において、条例の内容や趣旨について説明し、学校における飲酒運転根絶に関する教育の必要性を伝え、各学校の教科体育・保健体育における保健の学習等において、飲酒運転の根絶に関連する指導が行われました。

また、運転免許講習実施機関では、運転免許取得時講習、初心運転者講習において、若年者に向けた飲酒運転防止教育を実施するとともに、三重県小売酒販組合連合会は、県内の9大学、短期大学の新入生に対して未成年者飲酒防止・適正飲酒に関する冊子配布による飲酒運転防止啓発活動を実施しました。

【課題】

将来にわたって飲酒運転の根絶をめざすには、幼少期から発達段階に応じた「飲酒とアルコール問題」に関する教育を実施することにより、飲酒が身体に及ぼす影響に関する基本的知識の理解・習得と、その後の段階的な飲酒運転防止教育の実施により、飲酒運転防止意識を定着していく必要があります。

(2) 飲酒運転の再発防止

① 飲酒運転の再発防止のための措置

県は、平成26年4月1日から「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」を設置し、専門の相談員を配置し、飲酒運転違反者及び家族等からのアルコール依存症に関する受診義務に伴う相談や要望に対して、積極的な情報提供を行い、受診義務の履行につなげました。

また、警察は、飲酒運転による運転免許の取消し・停止の行政処分の早期執行に努め、取消処分者講習、停止処分者講習において飲酒運転防止教育を実施し、飲酒運転の再発防止のための運転者教育を推進するとともに、講習実施機関の講習指導員に対する指導を行い、講習時における飲酒運転防止教育の徹底を図りました。

【課題】

飲酒運転の再発防止には、違反者本人が「二度としない」という強い自覚を持つことと、家族や周囲の協力で飲酒運転を防止する環境をつくることが必要です。

② 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及び多量飲酒者対策

県は、公安委員会から情報を得た飲酒運転違反者に対して、アルコール依存症に関する受診義務履行について通知をするとともに、「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」において、飲酒運転違反者やその家族からの相談に対して適時適切な助言指導を行い、受診につなげてきました。

平成 27 年度においては、受診義務通知（744 件）に対する受診報告数が 269 件で、受診率は 36.2% でした。また、報告期限の 60 日を経過しても、受診した旨の報告がない場合には、再度、受診するよう書面で勧告しており、勧告通知（362 件）に対する受診報告数は 56 件で、受診率は 15.5% でした。以上のことから、全体の受診率は 43.7% となりました。

条例の受診義務に罰則規定がない中で、一定の効果があったと考えています。

【課題】

受診率が 5 割未満であることから、さらに受診につなげるために、条例の趣旨、アルコール依存症に関する正しい知識の普及や受診しやすい環境整備を推進する必要があります。

4 第 2 次三重県飲酒運転ゼロをめざす基本計画に基づく今後の取組

（1）規範意識の定着

① 飲酒運転防止のための取組

規範意識の定着を図るため、四季の交通安全運動、飲酒運転ゼロをめざす啓発事業における飲酒運転ゼロメッセージの募集活動、その他、マスメディア、SNS 等を活用した広報啓発活動による「STOP！ 飲酒運転 イン ミえ」のスローガンの展開を行うとともに、新サブスローガンの募集・展開や、新たに検討する飲酒運転ゼロ宣言事業所の認証制度などによる事業所等の自主的な取組を推進するなど、県民総ぐるみの運動として推進します。

② 教育機関等による教育の普及

将来にわたって飲酒運転の根絶をめざすため、小学校から高等学校、そして飲酒を始める時期にある若者が集う大学においても、飲酒運転防止教育が継続して行われるよう働きかけを行います。

（2）飲酒運転の再発防止

① 飲酒運転の再発防止のための措置

飲酒運転の再発防止に向けて、「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」による飲酒運転違反者や家族等からの相談に対して、アルコール依存症に関する受診義務の履行を促すほか、飲酒運転防止意識の普及に向けた適切な助言指導に取り組んでいきます。

また、講習実施機関に対しては、講習指導員に対する飲酒運転防止教育の徹底に関する指導の継続を働きかけ、飲酒運転を行った違反者に対して規範意識の醸成を図ります。

② 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及び多量飲酒者対策

「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」における飲酒運転違反者及び家族等に対する適切な助言指導の実施による受診義務履行を促し、アルコール依存症の早期治療へつなげていきます。

また、指定医療機関を増やし受診しやすい環境を整えるなど、この取組を効果的に推進するため、医療機関、自助グループ等の関係機関・団体との連携を密にして、広く県民に飲酒運転とアルコール関連問題の知識の普及・啓発に努めるとともに、アルコール健康障害対策基本法に基づく県の推進計画を策定し、アルコール関連問題の解決・予防に向けて、総合的かつ計画的な取組を進めています。

(別表) 数値目標の達成状況

(1) 飲酒運転事故件数

設定の考え方	平成 25 年		平成 26 年		平成 27 年	
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標達成 状況	
飲酒運転事故が 0 となることをめざして、毎年 10 件以上の減少をめざします。		53 件以下	0.96	43 件以下	0.98	
	63 件	55 件		44 件		

(2) 飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率(教科又は特別活動等)

設定の考え方	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標達成 状況	
小学校、中学校、高等学校において、発達段階に応じた飲酒運転防止に関する教育の 100 パーセント実施をめざします。		100%	1.00	100%	1.00	
		100%		100%		

(3) ハンドルキーパー推進店等の指定等

設定の考え方	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標達成 状況	
全ての飲食店・酒類販売店等が指定等を受けていることをめざして、年間 1,500 店以上の指定等をめざします。		3,900 店 (事業所)		5,400 店 (事業所)		
	2,400 店 (事業所)	4,246 店 (事業所)	1.00	5,181 店 (事業所)	0.96	

(4) 各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育の実施率

設定の考え方	25 年度		26 年度		27 年度	
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標達成 状況	
受講者に応じた飲酒運転防止内容を取り入れ 100 パーセント実施をめざします。		100%	1.00	100%	1.00	
		100%		100%		

8 RDF焼却・発電事業について

1 現行のRDF焼却・発電施設等の運転管理業務委託

RDF焼却・発電事業では、「RDF焼却・発電施設」、「脱塩洗灰処理施設」、「RDF貯蔵施設」の3つの施設があります。

(1) RDF焼却・発電施設および脱塩洗灰処理施設（別紙1、2参照）

RDF焼却・発電施設および脱塩洗灰処理施設については、企業庁において、施設の運転管理等を一括して発注する「公募型プロポーザル方式」により業者選定を行い、平成14年12月から富士電機株式会社に運転管理業務を委託しています。

なお、脱塩洗灰処理施設については、太平洋セメント株式会社藤原工場（いなべ市）の敷地内に立地し、RDF焼却・発電事業から発生する焼却灰を水洗、脱水・脱塩した後に、セメント原料としてリサイクルしています。

(2) RDF貯蔵施設（別紙3参照）

RDF貯蔵施設については、事故で滅失した貯蔵槽に代わり開放型ピット方式の貯蔵施設を築造し、平成18年8月から運用を開始したもので、企業庁において、Hitz環境サービス株式会社に運転管理業務を委託しています。

2 平成29年度以降のRDF焼却・発電施設等の運転管理業務委託

RDF焼却・発電施設等の運転管理業務委託については、平成28年度末に契約期限を迎えるため、企業庁において、平成29年度からの運転管理業務委託を新たに締結する必要があります。

(1) RDF焼却・発電施設および脱塩洗灰処理施設

RDF焼却・発電施設の運転管理業務委託については、企業庁において、入札の手続きが進められており、平成29年4月1日から新たな受託者により運用が開始される予定です。

脱塩洗灰処理施設の運転管理業務委託については、太平洋セメント株式会社がこの設備と処理方法の特許を有していることから、企業庁とともに同社と協議を進めています。

(2) RDF貯蔵施設

RDF貯蔵施設の運転管理業務委託については、企業庁において、入札の手続きが進められており、平成29年4月1日から新たな受託者により運用が開始される予定です。

3 RDF焼却・発電事業終了後の廃棄物処理体制の構築

RDF焼却・発電事業終了後も、各関係市町のごみ処理が円滑に行われるよう、新たなごみ処理体制の整備に向けて、市町等が設置する検討組織への参画や市町間の調整、職員の派遣等を行っています。

<市町等における検討状況>

① 桑名広域清掃事業組合

いなべ市を除く1市2町（桑名市、木曽岬町、東員町）の枠組みで、平成33年4月の運用開始に向けて、施設整備の準備が進められており、平成27年9月に施設規模や処理方式等を示したごみ処理施設整備計画を策定し、現在、環境影響評価が実施されています。

また、ごみ処理施設の設計・建設業務と20年間の管理運営業務とを一括して委託するDBO（デザイン・ビルド・オペレート）方式による入札が平成28年8月に公告され、平成29年5月に契約される予定です。

② 伊賀市

平成26年3月、同市の「廃棄物処理のあり方検討委員会」から、一時的な民間委託の方向性についての答申があり、処理方針の検討が行われています。

③ 香肌奥伊勢資源化広域連合

松阪市を除く3町（多気町、大台町、大紀町）の枠組みで、処理の方向性について、事務レベルでの検討が行われています。

④ 東紀州地域

平成27年12月、紀北町、南牟婁清掃事業組合（熊野市、御浜町、紀宝町）に尾鷲市を含めた2市3町で、ごみ処理の広域化を前向きに検討していくことが確認されました。

今後、建設予定地を確定し、ごみ処理の広域化による一部事務組合の設立に向けた準備が進められていく予定です。

4 今後の取組方向

三重ごみ固化燃料発電所の運営にあたっては、引き続き関係市町等と連携を深め、安全で安定した運転を最優先に取り組んでいきます。

また、関係市町のごみ処理が RDF 事業終了後も円滑に行われるよう、新たなごみ処理体制の整備に向けて、市町等が設置する検討会への参画や、市町間の調整、職員の派遣等の支援を行っていきます。

設備の概要

処理方式：外部循環型流動層ボイラ方式
 処理能力：240 t / 日（最大）
 発電出力：12,050 kW（最大）
 発電効率：28%以上
 総事業費：約91億5,000万円
 (RDF貯蔵施設を含む)

設備の特徴

発電所では、三重県内の6つのごみ固化燃料製造施設(平成25年12月までは7ヵ所)において、可燃ごみから作られたごみ固化燃料(RDF)を燃料として焼却・発電を行い、三重県の広域的なごみ処理の一翼を担うとともに「ごみを電気にリサイクル」しています。

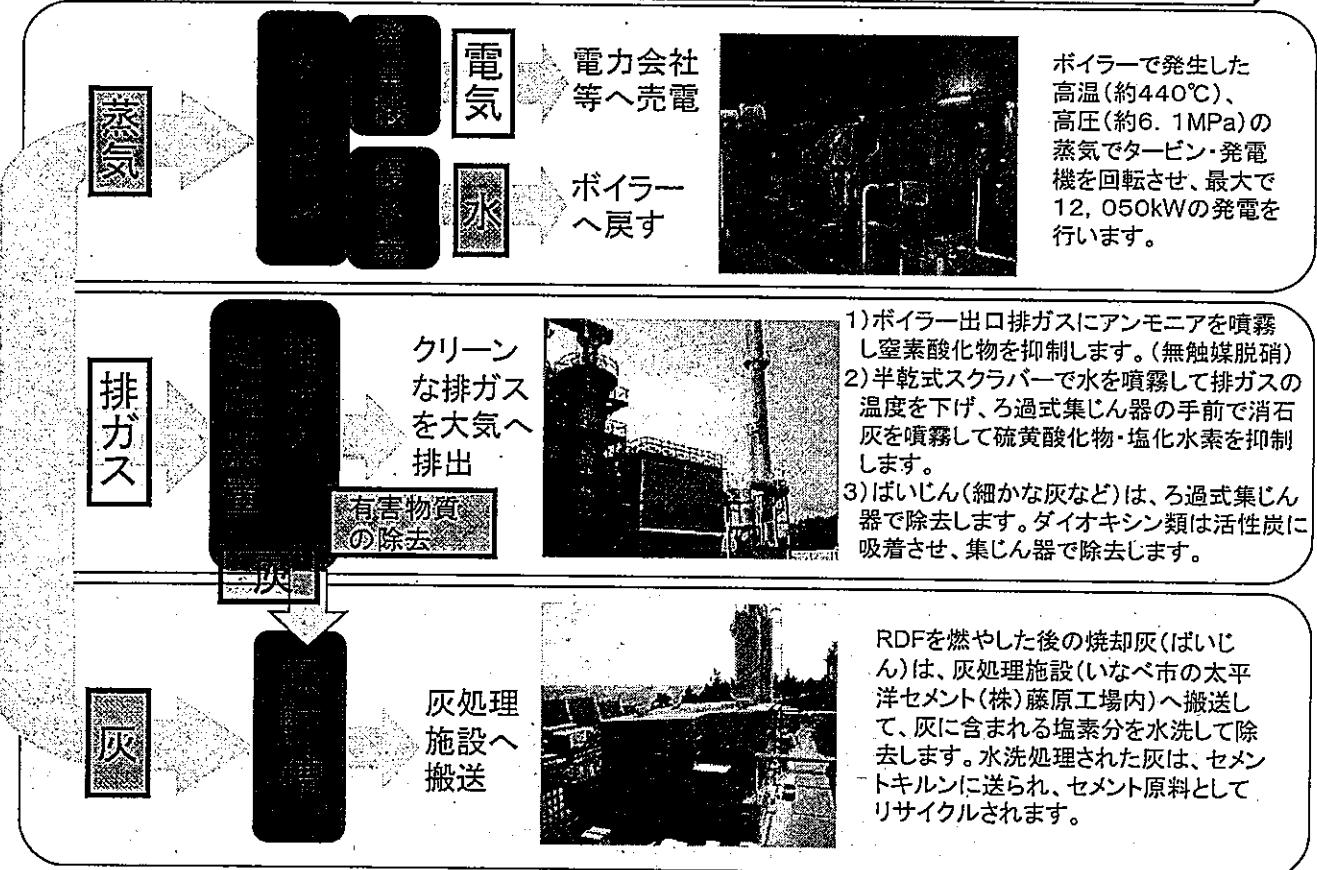
発電所の焼却発電システムは、ダイオキシン類をはじめとする厳しい排出ガス規制に適合するとともに、従来の直接ごみを燃料として焼却する発電に比べて飛躍的に高温・高圧の蒸気を発生することが可能であり、高効率の発電を行うことができます。

また、焼却灰(ばいじん)はセメントの原材料として再利用を行っており、施設全体での環境負荷の低減に努めています。

設備フロー

RDFは、隣接の桑名広域清掃事業組合のRDF製造施設からはベルトコンベアで、他の5ヶ所のRDF製造施設からは専用トラックで発電所に運ばれてきます。

RDFはボイラーの中で800℃以上の高い温度で2秒以上かけて完全に燃やされるため、ダイオキシン類の発生が抑制されます。



脱塩洗灰処理施設 <焼却灰の水洗処理設備>

別紙2

設備の概要

設置場所：いなべ市藤原町
(太平洋セメント(株) 藤原工場内)

設備面積：1,123m²

主要設備：ベルトフィルター（脱水装置）

：排水処理設備（キルン排ガス反応装置）

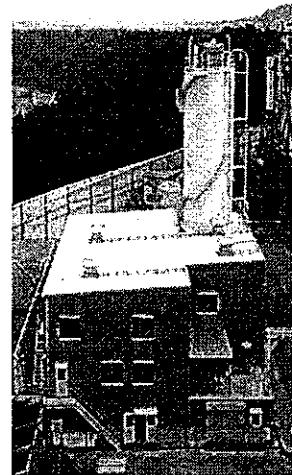
：薬剤反応装置、沈殿槽、ろ過槽、水銀吸着塔

：フィルタープレス（脱水装置）

：ピストンポンプ（横形単動複列油圧ピストン式）

処理能力：41トン/日（最大）

排水量：400トン/日



施設の特徴

RDF焼却灰（ばいじん）に多量に含まれる塩素分を水洗することによって除去し、その後脱水処理したばいじんをセメント原料としてリサイクルします。

ばいじんの水洗・脱水によって生じた排水は、キルン排ガスを使用した反応槽をはじめとする太平洋セメント(株)独自の排水処理システムで浄化し、下水道排水基準に適合させて、下水道へ放流します。

三重ごみ固体燃料発電所

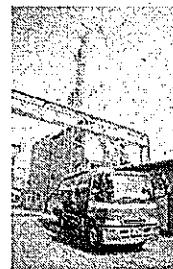
三重ごみ固体燃料発電所では、県内6施設で製造されたごみ固体燃料（RDF）を燃料として焼却・発電を行いごみを電気にリサイクルし、資源循環型社会の実現に貢献しています。

また、発電所で発生するRDF焼却灰（ばいじん）は、本施設で脱塩し、太平洋セメント(株)藤原工場（セメントキルン）で普通セメントにリサイクルされます。

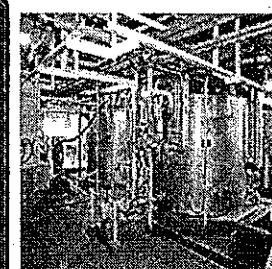
設備フロー

32

ばいじんの受入



水洗／スラリー化



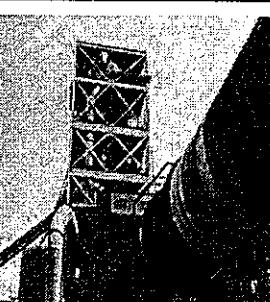
脱水／脱塩



脱水ケーキ（ばいじん）



セメント製造工程へ

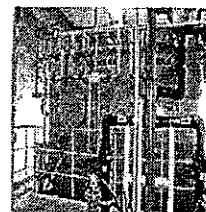


ばいじんは、三重ごみ固体燃料発電所（多度町）から圧送車で、完全密閉のまま受入タンクに搬入します。

ばいじんを温水で溶解します。塩素化合物の大部分が水中に溶出しますが、難水溶性であるダイオキシン類は溶出しません。

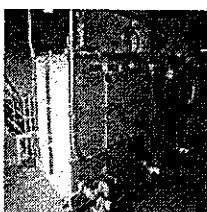
ばいじんのスラリーをベルトフィルターで連続的に脱水し、脱水ケーキ（ばいじん）とろ液に分離します。脱塩率は95%に達します。

キルン排ガス反応槽



炭酸ガスを含むキルン排ガスを吹き込むことにより、pH調整をし、溶出した重金属を沈殿除去します。

薬剤反応槽・ろ過槽

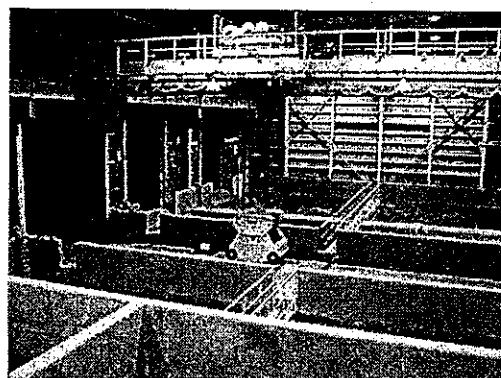
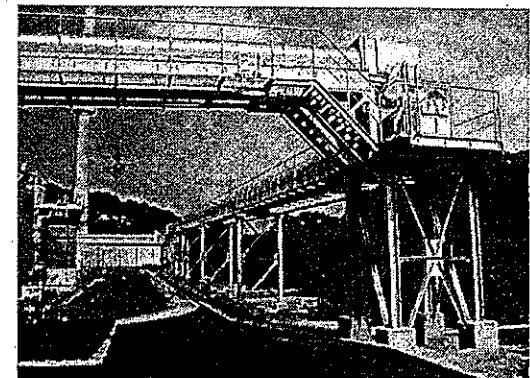
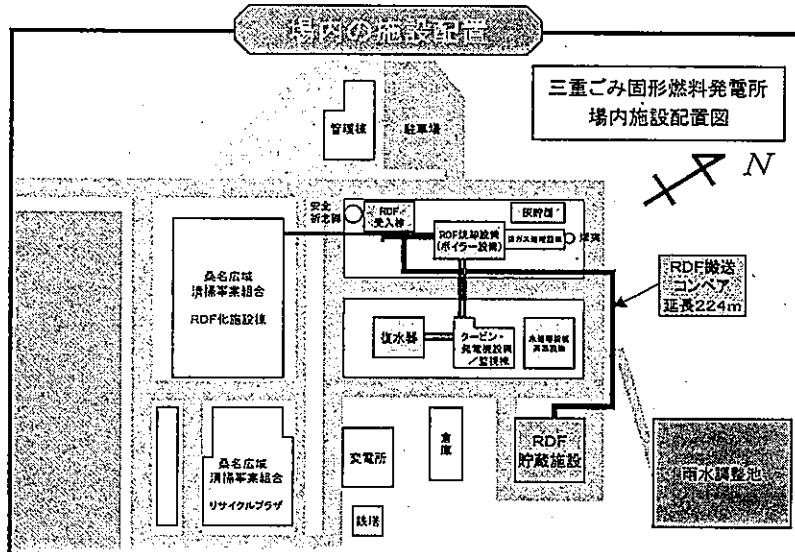


さらに、薬剤反応槽（キレート反応槽・塩化第一鉄反応槽・凝集剤反応槽）、沈殿槽、砂ろ過槽、水銀吸着塔で浄化し、下水道排出基準に適合させて、放流します。

下水道へ

三重ごみ固体燃料発電所 RDF貯蔵施設

別紙3



33

【RDF貯蔵施設の整備】

三重ごみ固体燃料発電所はボイラー2基の運転体制となっていますが、ボイラの定期点検時等に処理できないRDFに対応し、年間を通して安定的にRDFを処理するため、新たなRDF貯蔵施設を整備しました。

運用開始 平成18年8月

【RDF貯蔵施設の概要】

1 形式：屋内式開放型ピット方式

主要寸法：幅3.9m×長さ3.9.8m×高さ10.6m

RDF最大貯存量：約1,000トン

(約137トン×6ピット、約86トン×2ホッパ)

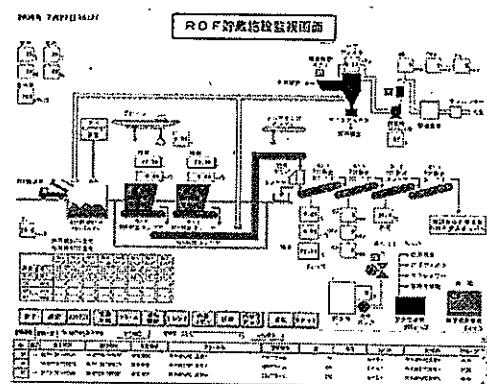
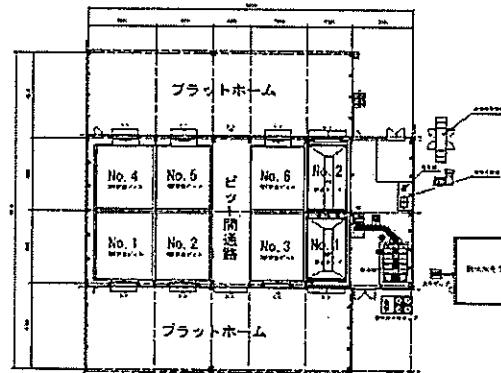
2 主要設備：

- バケット付き天井走行クレーン（バケット容量1.2m³） 1基
- 切出・払出装置（チェーンコンベア、フライトコンベア） 1基
- テレビカメラ 11台
- 温度測定装置
 - ピット内RDF温度測定器（測温ケーブル式） 2本/ピット
 - ホッパ内RDF温度測定器（測温抵抗体式） 8箇所/ホッパ
 - RDF表面温度計（赤外線2次元イメージセンサー） 2基
 - 室内外温湿度計 2基
- ガス濃度測定装置（一酸化炭素、メタン、水素、酸素） 1式
 - （低濃度メタンガス分析計を平成20年8月に追設）
- ピット内注水設備
 - 防火水そう（200m³）
 - 注水ポンプ（100m³/時間）

3 RDF搬送設備：密閉型ベルトコンベア

設置延長：224m（貯蔵施設から既設受入棟まで）

搬送能力：8トン/時間



9 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

1 趣旨

平成 27 年度において、環境生活部が所管する公の施設のうち、指定管理者に管理を行わせた施設は次の 4 施設です。

これらの施設について、「指定管理者制度に関する取扱要綱」に基づき、平成 27 年度分の管理状況を報告いたします。

加えて、平成 27 年度をもって指定期間が終了した「三重県環境学習情報センター」および「三重県交通安全研修センター」については、同要綱に基づき、指定期間全体の管理の実績に関する評価結果（全期間評価）をあわせて報告いたします。

2 施設の概要および報告内容

施設の名称	(1)三重県総合文化センター	(2)三重県環境学習情報センター	(3)みえ県民交流センター	(4)三重県交通安全研修センター
所在地	津市一身田上津部田 1234	四日市市桜町 3684-11	津市羽所町 700 アスト津3F	津市垂水 2566
指定管理者	公益財団法人 三重県文化振興 事業団	アクティオ株式会社	特定非営利活動法人 みえNPO ネットワークセンター	一般財団法人 三重県交通安全協会
指定の期間	平成 27 年4月1日 ～ 平成 32 年3月 31 日 (5年間)【4期目】	平成 28 年4月1日 ～ 平成 33 年3月 31 日 (5年間)【3期目】	平成 24 年4月1日 ～ 平成 29 年3月 31 日 (5年間)【2期目】	平成 28 年4月1日 ～ 平成 33 年3月 31 日 (5年間)【5期目】
報告内容	・平成 27 年度 管理状況報告	・平成 27 年度 管理状況報告 ・全期間評価	・平成 27 年度 管理状況報告	・平成 27 年度 管理状況報告 ・全期間評価

※報告内容の詳細は次ページ以降を参照。

(1) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成27年度分)

<県の評価等>

施設所管部名 環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県総合文化センター (津市一身田上津部田1234番地)
指定管理者の名称等	公益財団法人三重県文化振興事業団 理事長 飯田俊司 (津市一身田上津部田1234番地)
指定の期間	平成27年4月1日～平成32年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	1 三重県総合文化センターの管理運営及び施設貸出サービス 2 文化会館が提供する各種サービス(音楽・演劇等公演の提供、文化芸術に関する人材育成研修等) 3 生涯学習センターが提供する各種サービス(生涯学習社会づくりに資する情報提供、講座・研修、視聴覚教材・機材の貸出等) 4 男女共同参画センターが提供する各種サービス(男女共同参画社会づくりに資する情報提供、研修、相談、調査研究等) 5 センターPR事業及び文化会館友の会事業等

2 施設設置者としての県の評価

*指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H26	H27	H26	H27	
1 管理業務の実施状況	A	A			省エネルギー対策や定期的な防災訓練、計画的な修繕の実施など、適切な施設管理を行っている。特に、平成28年5月開催の伊勢志摩サミットを控え、テロ対策勉強会や実地訓練を実施するとともに、これらを踏まえた対策を講じた。なお、勉強会等には、市町文化施設担当者の参加を呼びかけ、市町を支援した。
2 施設の利用状況	A	A			リピーター確保に向けた取組を継続して行っており、施設利用率は80.2%と高い水準を維持している。施設利用者(催事の主催者)とのきめ細かな事前ミーティングの実施や、おまかせサービス、施設の利便性向上の取組により施設利用者の満足度も85.8%と高い評価を得ている。
3 成果目標及びその実績	A	A			成果目標13項目中11項目で目標を達成し、未達成の項目についても、要因分析を行い、改善に向けた対策を講じている。

*「評価の項目」の県の評価：

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	(1)成果目標に対する達成度 成果目標13項目のうち11項目で目標を達成している。未達成項目である文化会館の公演事業入場率については、海外オペラの低調が影響したもので、今後の企画立案等に反映していくこととしている。また、生涯学習情報提供システムへのアクセス数については、ホームページの全面リニューアルによる構成変更やコンテンツ減少が原因のため、個々の情報にアクセスしやすいうようにトップページを変更するなど改善に努めている。
	(2)残されている課題 継続的な課題としては、事業団の運営・事業企画に関するノウハウの蓄積、専門知識をもつ人材の確保・育成、地域や関係機関・団体とのさらなるネットワークの構築があり、今後も推進していく。
	(3)翌年度に取り組むべき成果目標の設定 引き続き、成果目標の達成に向けて取り組んでいく必要がある。
	(4)その他 (県民ニーズの把握等) ・きめ細かな利用者サービスにより、施設利用率は高い水準を維持している。また、ISO9001品質管理システムを導入しており、施設利用者や事業参加者、県民へのアンケート等によりニーズを把握し、サービス改善を図っている。 (施設の適正な維持管理の実施) ・省エネルギー対策にも継続して取り組み、冷房空調に関しては料金単価の低下傾向が続いたガスを中心に利用したことで、大幅なコスト削減につなげたほか、定期的な防災訓練、避難誘導訓練を行い職員の対応能力強化に努めている。 (県民サービス向上等) ・公衆無線LANのエリア拡大(貸館エリアに加え、パブリックエリアを追加、運用開始は28年4月)や、ベビーカーの無料貸出し(平成27年10月開始)など、来館者サービスの強化を図っている。

以上のことから、三重県総合文化センターの管理者として適切な実績を残していると評価できる。引き続き、多様化する利用者ニーズを的確に把握して具体的事業に結びつけ、県の文化芸術・生涯学習・男女共同参画の拠点施設として、適切な施設運営を進められることを期待する。

<指定管理者の評価・報告書(平成27年度分)>

指定管理者の名称:公益財団法人三重県文化振興事業団

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

①三重県総合文化センター管理運営事業の実施に関する業務

- センターの維持管理業務をはじめ、施設貸出サービス、文化会館事業、生涯学習センター事業、男女共同参画センター事業を実施した。来館者アンケート満足度は、過去最高値(平成25年度 92.5%)を上回る94.3%となり目標値88.0%を大きく上回った。
- 広報活動では、Mニュースについて、発行部数4万部を維持しながら、特集ページ等の新設、ページ数の増強、スタイルリッシュなデザインへの転換を行って、完全リニューアルした。多くの県民の目に触れるように新聞折込やデジタルブック版の作成も行った。また、センターPR事業として夏休みにあわせて実施している「M祭！」では昨年に引き続きアート教育プログラムを取り入れ、アーティストとともに作品作りを実施し、総合博物館や美術館等とも連携した。
- ショップの名称をアートショップMikke(みつけ)に改称し、「発信・発見」をテーマに平成27年4月にリニューアルオープンした。県出身のアーティストの作品や伝統工芸品等を販売する他、ホール等での公演に合わせて出店販売をすることで前年度よりも売上げを伸ばすことができた。
- 文化会館事業では、全66プログラムを実施した。音楽・演劇分野ではアーティスト・イン・レジデンス事業を実施し、県内では4か所においてプログラムを実施したことで波及効果が高いものとなった。公演事業入場率は、人気シリーズ「ワンコインコンサート」が7月に過去最高動員を記録する一方で、平日夜開催の海外オペラの入場が予測を下回り、目標を達成できなかった。利用者数及び参加者満足度については、ワンコインコンサート等の効果で、高水準を維持した。
- 生涯学習センター事業では著名文化人による大型講演等、延べ149の講座を実施し、事業参加者満足度が82.6%となり、目標を達成した。また、アウトリーチ講座が85事業と目標を達成した。その他、次世代育成に取り組む「文化体験パートナーシップ推進事業」を、延べ64校で実施した。
- 男女共同参画センター事業では、第4期の指定管理のテーマにある「三重に、新しいLIFEを！」のもと、新たな課題に対しアプローチを行った結果、事業参加者は目標値12,000人を大きく上回る21,638人となった。また、企業へのアプローチ等を継続した結果、男女共同参画フォーラムの男性参加率はこれまで最も高い51.6%となった。
- 伊勢志摩サミット開催を控え、ソフトアゲット対策として、三重県警察本部、津警察署、三重県と合同でテロ対策勉強会や実地訓練を実施した。自施設の訓練に加え、三重県関係部署、市町文化施設担当者の参加を可能にして、市町を支援した。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- 開館21年目を迎えて、施設の老朽化が進んでいることから計画的な修繕を行い、利用者の安全・安心の確保を第一に施設管理に努めた。
- 照明器具のLED化および照明・空調の管理徹底、空調に関わる電気・ガスの運転方法見直し等の省エネルギー対策を引き続き実施した。冷房空調に関して、料金単価の低下傾向が続いたガスを中心に利用することで大幅なコスト削減につなげた。

③県施策への配慮に関する業務

- バリアフリー化、雇用の機会均等、人権の配慮等6項目の人権尊重基本方針や男女が性別にかかわりなく個性や能力を発揮できる社会を目指した男女共同参画基本方針を策定しており、利用しやすく快適な施設づくりや主催事業における大ホールの車いす席の優先チケット販売、要約筆記付き事業、職員の育児休暇の取得推進等を実施した。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

- 県に準じた情報公開実施要綱を平成12年度に制定している。なお、平成27年度の開示請求は4件あり、要綱に基づき適切に対応した。
- 管理運営にあたって個人の権利や利益を侵害することがないよう、平成17年度に策定した個人情報保護方針により個人情報を適切に取り扱った。

⑤その他の業務

特になし

(2)施設の利用状況

全館利用率、全館利用者数とも昨年とほぼ変わらず高位で推移した。

	平成26年度実績	平成27年度実績	対前年度比
全館利用率	79.1%	80.2%	1.1ポイント
全館利用者数	739,568人	743,575人	4,007人
文化会館利用率	77.1%	78.8%	1.7ポイント
文化会館利用者数	553,710人	557,120人	3,410人
生涯学習センター利用率	84.2%	85.8%	1.6ポイント
生涯学習センター利用者数	64,557人	66,978人	2,421人
男女共同参画センター利用率	78.6%	79.1%	0.5ポイント
男女共同参画センター利用者数	121,301人	119,477人	△1,824人

2 利用料金の収入の実績

(単位:円)

大ホールでの音響改修工事による影響が懸念されたが、その他施設の利用が好調だったため順調に推移した。

	平成26年度実績	平成27年度実績	対前年度比
貸出施設収入額	139,441,135	151,916,242	12,475,107
サービス料収入額	4,230,117	5,395,644	1,165,527
全施設収入額合計	143,671,252	157,311,886	13,640,634

3 管理業務に関する経費の收支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	H26	H27		H26	H27
指定管理料	791,806,000	810,148,000	事業費	318,583,653	231,177,126
利用料金収入	143,671,252	157,311,886	管理費	899,397,317	861,115,974
その他の収入	272,624,975	194,464,540	その他の支出	0	0
合計 (a)	1,208,102,227	1,161,924,426	合計 (b)	1,217,980,970	1,092,293,100
収支差額 (a)-(b)	△ 9,878,743	69,631,326			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	
---------	--

4 成果目標とその実績

成果目標項目	目標値	実績値	成果目標項目	目標値	実績値
県立図書館を除く年間来場者数	710,000人	743,575人	来館者アンケート満足度(8項目平均・4段階で3以上)	88.0%	94.3%
施設利用率	79.0%	80.2%	利用満足度(4段階評価で4以上)	83.0%	85.8%
文化会館事業参加者満足度(5段階評価で4以上)	95.0%	95.6%	文化会館公演事業入場率	82.0%	79.6%
文化会館鑑賞型事業公演全体収支比率	92.0%	104.3%			
生涯学習センター生涯学習情報提供システムへのアクセス数(年間)	255,000件	148,656件	生涯学習センターアウトリーチ講座実施数	65回	85回
生涯学習センター事業参加者満足度(5段階評価で4以上)	77.0%	82.6%			
男女共同参画センター主催事業参加者数	12,000人	21,638人	男女共同参画センター新規事業参加率	51.0%	57.0%
男女共同参画センター事業参加者満足度(4段階評価で4以上)	81.0%	82.0%			
今後の取組方針	• 13項目中11項目で目標達成となった。今後も引き続き、魅力ある事業展開、サービスの向上に努めていく。 • 公益性と収益性のバランスのとれた経営に努めていく。				

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	H26	H27	
1 管理業務の実施状況	A	A	4期目の指定管理期間の最初の年にあたり、管理運営の基本方針に基づき、管理業務、事業展開を行い、目標達成に向けて着実に実績を積み上げた。サービスの向上、経営効率の向上、組織力の強化、県民と歩む施設づくりに努めた。
2 施設の利用状況	A	A	従来からのきめ細やかなサービスに加え、視聴覚室を一部改装し、情報コーナーを新設するなど利便性の向上に努め、施設利用率80.2%(目標値79.0%)、県立図書館を除く来館者数743,575人(目標710,000人)となった。
3 成果目標及びその実績	A	A	成果目標13項目中11項目で目標を達成し、積み上げた実績が結果となって表れた年度となった。未達成の項目は公演事業入場率、生涯学習情報提供システムへのアクセス数(年間)であるが、公演事業入場率に関しては、期初のオペラの低調が大きく影響したもので、今後の企画立案等に反映していくこととしているため、改善が見込まれる。また、アクセス数については、ホームページリニューアルによる構成変更やコンテンツ減少が原因と思われるため、特設ページの開設やバナーの設置など改善を図っている。

※評価の項目「1」の評価

- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
- 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価

- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 当初の目標を達成している。
- 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価

全体として目標達成に向けて着実に実績を積み上げ、さらなるサービスの向上、経営効率の向上、組織力強化に努め、経費の収支状況においては前年度の赤字から黒字へと転換とした。

(1) 成果目標に対する達成度
 4期目の指定管理期間の最初の年にあたり、管理運営の基本方針に基づき、管理業務、事業展開を行い、目標達成に向けて着実に実績を積み上げ、成果目標13項目中11項目で目標を達成した。来館者数については、20周年事業を実施した平成26年度よりも好調で、過去2番目に多い来館者数を記録した。

(2) 残されている課題
 繼続的な課題としては、事業団の運営・事業企画に関するノウハウの蓄積、専門知識をもつ人材の確保・育成、地域や関係機関・団体とのさらなるネットワークの構築があり、今後も推進していく。

(3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定
 引き続き成果目標の達成に向けて努めていく。

(4) その他
 (県民ニーズの把握等)
 ISO9001品質マネジメントシステムに基づく来館者アンケートの分析や職員の提案等により、高水準な利用者サービスに努めた。また、公演や講座等の事業参加者や貸出施設の利用者に対しても同様にアンケート調査・分析を行い、事業運営や企画に利用者の意見を反映させるように努めた。

(施設の適正な維持管理の実施)
 サービスの向上、経営効率の向上、組織力の強化、県民と歩む施設づくりに努めた。
 東日本大震災以降、取組を強化している危機管理対策では、昨年に引き続き出火場所等の情報を事前に伝えない方法で実施し、大地震発生時の対応能力強化に努めた。
 伊勢志摩サミットを控え、テロ対策の勉強会や訓練を実施し、本番に向けての対策強化に努めた。

(県民サービス向上等)
 無線LANサービスについて、貸館エリアの加えてパブリックエリアにも拡大することとし、工事を実施(平成28年度から運用開始)するとともに、ベビーカーの無料貸出しを10月に開始するなど、来館者サービスの強化を図った。
 利用者満足度は高い数値を維持しており、お客様・来館者からの高い支持を得ることができた。

(平成27年度包括外部監査結果に対する対応について)
 業務システムにかかるパスワードの管理方針の整備や外部記録媒体の使用管理等の情報セキュリティに関する指摘・意見等をふまえ、県の事例等を参考にして、情報セキュリティ基本方針等の策定に向けた取組を行った(平成28年7月1日付けで情報セキュリティ基本方針と情報セキュリティ対策基準を策定した。)。

(2) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成27年度分)

<県の評価等>

施設所管部名：環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県環境学習情報センター (四日市市桜町 3684-11)
指定管理者の名称等	アクティオ株式会社 代表取締役社長 鈴木 悟 (東京都目黒区下目黒1丁目1番11号 目黒東洋ビル4階)
指定の期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全に関する普及啓発を行うこと ・環境の保全に関する研修会、講習会等を行うこと ・環境に関する情報の収集及び提供を行うこと ・環境の保全に関する活動の促進及び交流等を図ること ・その他(施設等の維持管理及び修繕に関すること等)

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H26	H27	H26	H27	
1 管理業務の実施状況	B	B			展示室の巡回による点検、図書管理、貸出パネル・教材キットの貸出など施設の維持管理を適切に行っている。 県内各地で幅広い年齢層を対象に講座を開き、環境学習の推進を図るとともに、他機関等と連携することで、講座の幅を広げている。
2 施設の利用状況	B	B			各種講座の実施やイベントの開催等により、環境教育参加者数は29,873人となった。全体としては昨年度より減少したが、施設利用のための営業活動を継続して行い、主催講座の参加者の増加につなげている。
3 成果目標及びその実績	B	B			成果目標である「環境教育参加者数」、「児童・生徒を対象とした環境教育参加者数」、「指導者養成を目的とした講座受講者数」、「講座参加者の満足度」のすべてにおいて目標を達成している。また、自主目標である「一般県民を対象にした環境教育参加者数」、「『センター通信』等の情報発信数」についても目標を達成している。

※「評価の項目」の県の

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

評価：

「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	(1) 成果目標に対する達成度 参加者数や満足度などの成果目標について自主目標を含めすべて達成することができた。
	(2) 残されている課題 学校からの施設見学・体験学習参加者の増加を図るとともに、県内環境活動者のネットワークの構築を期待する。
(3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定 第3期の指定期間が始まり、新たな目標を設定するなど、より高い目標を目指して積極的な活動が期待できる。	
(4) その他 ・県民のサービス向上の成果 前年度に引き続き、県内各地での主催講座や出前講座の開催、イベントの開催・出展、社会見学の受け入れ、情報発信、施設や図書等の維持管理が適切に行われた。環境情報の収集・発信については、得られた情報を講座に組み入れて提供するとともに、講座、イベントの開催案内を積極的に行なった。また、一般公募事業として新たに「地球温暖化防止啓発ポスターコンクール」を実施し、より多くの人に関心を高めてもらうとともに、「みえ環境フェア」において入賞者を表彰し作品を展示した。	

・県民の平等利用の確保

業務の実施については、循環型社会の創造に向けた環境保全活動や次世代育成支援に取り組むとともに、県内各地に出向き県民の平等な利用やサービスの向上に貢献している。講座の開催に当たっては、県内各地の河川で地元学校や地域住民とともに水生生物調査を行い、森林公園等でバードウォッチングを行うなど、地域の自然の活用や他機関との交流・連携に配慮がされている。

以上のことから三重県環境学習情報センターの管理者として適切な実績を残していると評価できる。

<指定管理者の評価・報告書(平成27年度分)>

指定管理者の名称：アクティオ株式会社

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

① 三重県環境学習情報センターの管理事業の実施に関する業務

・三重県環境学習情報センターの管理事業の実施に当たっては、基本協定書および年度協定書の管理業務(業務計画書)に基づき、センターの維持管理業務、環境に関する各種講座の開催や見学の受け入れ、各種イベントでの普及啓発、「こどもエコクラブ」三重県事務局としての支援業務などを遂行し、環境教育の普及・啓発と県民サービスの向上に努めた。

○ 展示施設関係

・展示施設等維持管理業務では、展示室の維持管理、研修室等の貸室業務、図書の管理業務を実施した。

貸室は11回あり、いずれも減免申請が提出され、全額免除した。

・センター所有の貸出用環境啓発パネルや備品などの管理および貸し出しを行った。貸し出しは、環境啓発パネル延53枚、教材キットを延56種237点貸し出した。

○ 講座関係

・指導者養成講座は、三重県総合博物館(MieMu)で開催したスキルアップ講座「絶滅危惧種ヒヌマイトンボの保全」(受講者:27人)を最初に、最後のスキルアップ講座「日本の宇宙開発の未来」(受講者:72人)まで、81回開催し、延1,601人の方が受講した。主な講座としては、「環境基礎講座」「インタークリー養成講座」「PLT指導者養成セミナー」「環境学習リーダー養成講座」などを開催した。

・その他、センター主催講座は、20回開催し675人が受講、出前講座は、131回出向き7,327人が受講した。またセンターの施設見学・体験講座は、48団体2,208人が受講した。なお、講座の開催にあたっては、県内各地の河川で地元学校や地域住民とともに水生生物調査を行い、三重県上野森林公園や日本野鳥の会三重と共にバードウォッチングを行うなど、地域の自然の活用や他機関との交流・連携に配慮した。

○ 環境イベント関係

・環境啓発教育事業としては、7月に「Mie こどもエコフェア」を多くの方の協力を得て開催し、2日間で4,390人の入場者があり盛況であった。またそれに前後して4月の「春のキッズエコフェア」(入場者:1,781人)、9月の「秋のキッズエコフェア」(入場者:1,789人)を開催した。

○ 情報収集発信関係

・公的機関や環境団体が開催する催事やポスター・チラシを当センター内に掲示するとともに、県内で開催される他団体が主催する行事に参加(出展)し、当センターの活動内容を紹介・配布するなどし、環境の保全に関する啓発や普及に努めた。

・環境情報の収集・発信について、新聞や情報誌などから環境に関する情報の収集に努め、得られた情報は隨時、講座に組み入れるなどして提供した。さらに各種講座・イベントの開催案内を、チラシの配布や報道機関への資料提供をより積極的に行なった。年に4回発行している情報誌「環境学習みえ」では、毎回特集で環境の保全に従事する方や団体にスポットを当て紹介した。そのほかメールマガジン、ホームページSNSサイト「Facebook」を運用し広報および情報発信に努めた。

・一般公募事業として「地球温暖化防止啓発ポスタークール」を実施し、地球温暖化防止をテーマにした啓発ポスターを募集した。身近な視点から地球温暖化防止に向けてメッセージを発信し、より多くの人に关心を高めてもらうことを狙いとしたもので、2,193作品(中学生の部1,748作品、小学生の部445作品)が寄せられた。その中から優秀作16作品(小学生の部8作品、中学生の部8作品)を選び表彰し、三重県総合博物館と三重県環境学習情報センターで入賞作品の展示を行った。

○ こどもエコクラブ関係

・三重県事務局として取り組む「こどもエコクラブ」は、コーディネーター研修会として、4月に「こどもエコクラブ市町担当者研修会を開催し、18人の参加を得た。また、10月に「三重県こどもエコクラブ県内交流会2015」を三重県保健環境研究所で開催し、4クラブ43人の参加があった。県内の「こどもエコクラブ」の登録会員数は、年間で62クラブ、13,552人が参加した。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・研修室、実習室、展示コーナー、図書コーナーなどの点検整備やチラシなどの掲示物の整理整頓を、毎日巡回し、適正な維持管理に努めた。
- ・県備品、図書の適正な維持管理を行った。
- ・貸出用環境啓発パネルおよび教材キットの適正な整備、管理を行った。
- ・照明は必要な箇所のみ点灯し、冷暖房は省エネ温度に設定した。

③県施策への配慮に関する業務

持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動への取組

- ・環境学習指導者養成 スキルアップ講座で「ESD世界会議後の未来」を5月 16 日に実施し、21 人の参加があった。また、環境学習リーダー養成講座において、「ESD入門」「アクティビティ体験コース」、「ファシリテーター養成コース」と ESD指導者養成を行い、計 51 名の参加があった。

次世代育成支援対策への取組

- ・次世代を担う子どもたちの育成として「子ども向け環境講座」を2回実施した。
- ・夏休み期間中に「夏休みこども環境講座」を、8回開催した。
- ・小学校高学年を中心に施設見学と体験学習を行い、36 回、1,979 人の参加があった。
- ・学校、幼稚園、保育園に出前講座を行い、65 回、5,167 人の参加があった。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・「三重県環境学習情報センターの管理に関する情報公開実施要領」に基づき適切に対処し、平成 27 年度においての情報公開開示請求はなかった。
- ・個人情報保護は「三重県個人情報保護条例」を遵守するとともに、「三重県環境学習情報センターの管理に関する基本協定書」第 12 条に基づく「個人情報保護に関する事項」に従い適切な管理を行った。
- ・県が実施する、情報公開・個人情報保護制度研修会に参加した。また社内においても「施設個人情報安全対策」に基づき、個人情報保護教育を行った。

⑤その他の業務

- ・来館者向けの休憩場所として、簡易飲料施設・エコカフェ(丸テーブルに椅子4脚を常備)の運営を行い、来館者の方に、自由にお茶とインスタントコーヒーを飲んでいただけるよう配慮した。
- ・「今月の企画展示」として、環境に関係した取り組みを実践している企業、学校、NPO、ボランティア団体等の活動紹介を月替わりで行った。
- ・近隣3施設(四日市市ふれあい牧場、四日市スポーツランド、四日市市少年自然の家)と協力し、春・秋の「ワクワクふれあいまつり」を開催した。月1回会議を行い、イベント告知チラシを共同で作成し、駐車場対策としてループバスを運行した。
- ・危機管理体制の確保として、建物全体で防災訓練を実施するとともに、職員が救急救命講習を受講し、救命技能を習得した。また危機管理マニュアルも更新した。

(2) 施設の利用状況

環境学習情報センターの利用者数

- ・目標 27,500 人
- ・実績 29,873 人 (平成 26 年度実績 32,149 人)

	主催講座	出前講座	社会見学	一般見学	フリー来館	交流会	行事等	ポスター	合計
回数	93	139	36	12		24	22	1	327
人数	2,195	7,408	1,979	229	3,903	243	11,723	2,193	29,873
貸室	11 回								

※ポスター:ポスター・コンクール

2 利用料金の収入の実績

- ① 貸室利用が 11 回あったが、全てを減免対象として無料で許可した。
- ② その他の収入 223,169 円(イベントの飲食ブース出展料、講座の材料費、参加費、テキスト代等)

3 管理業務に関する経費の收支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	H26	H27		H26	H27
指定管理料	36,799,000	36,841,000	事業費	33,823,614	32,671,408
利用料金収入	0	0	管理費	3,300,342	2,372,370
その他の収入	181,714	223,169	その他の支出	0	0
合計 (a)	36,980,714	37,064,169	合計 (b)	37,123,956	35,043,778
収支差額 (a)-(b)	△143,242	2,020,391			

*指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	70,000 円
---------	----------

4 成果目標とその実績

成果目標	<p>(1)達成すべき成果目標</p> <p>①環境教育参加者数 27,500 人以上 ②児童・生徒を対象とした環境教育参加者数 9,000 人以上 ③指導者養成を目的とした講座受講者数 1,500 人以上 ④講座の参加者の満足度 90%</p> <p>(2)独自で定めた自主目標</p> <p>①一般の県民を対象とした環境学習参加者数 2,700 人 ②「センター通信」等の情報発信数 365 回</p>
成果目標に対する実績	<p>(1)成果目標</p> <p>①環境教育参加者数 29,873 人(108.6%) ②児童・生徒を対象とした環境教育参加者数 9,339 人(103.8%) ③指導者養成を目的とした講座受講者数 1,601 人(106.7%) ④講座の参加者の満足度 全体を通して 90%以上を達成</p> <p>(2)独自で定めた自主目標</p> <p>①一般の県民を対象とした環境学習参加者数 3,064 人(113.5%) ②「センター通信」等の情報発信数 366 回(100.3%)</p>
今後の取組方針	<p>①県内の学校、教育委員会へのPR活動を継続し、学校の施設見学増大に結びつくよう努める。 ②一般来館者のリピーターが増えるよう、展示、講座の工夫に努める。 ③県内の施設や企業・団体と連携して、これまでにならないつながりを生み、環境学習推進事業の拡大に努める。 ④環境講座の受講者には環境問題への「気づき」から、活動の「実践」へつながる活動への導きや、スキルアップ講座などを企画し、指導者として独り立ちできるまでの支援を行う。 ⑤こどもエコクラブ事業は、三重県事務局として全国事務局の公益財団法人日本環境協会と連携し、こどもエコクラブの発展に努める。</p>

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	H26	H27	
1 管理業務の実施状況	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ①毎日、展示室巡回による点検、図書コーナー、掲示物、チラシの整理整頓、エコカフェの管理、実習室や研修室の点検等を行い、適正な維持管理ができた。 ②貸し出しパネル、教材の維持管理も適正に管理した。また、年間貸出数は教材キット・パネルで合計 30 点が増えた。 ③貸室は 11 回あったが、利用目的のすべてが営利目的以外の研修や会議であったため、减免手続きなど適正に行つた。 ④県内各地で幅広い年齢層向けに講座を開き、環境学習の推進に大いに成果があつた。また、県および他機関・他施設との連携することで講座の幅を広げることができた。 ⑤情報誌を 4,600 部発行し、昨年度に比べ 131 人の講座等の受講者数を拡大することができた。
2 施設の利用状況	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ①「かんきょう工作教室 あそべるたいむ」の新設などにより、フリー来館者数を昨年度に比べ 84 人増すことができた。 ②各種講座の実施およびイベントの開催・参加により、環境教育参加者数は今年度掲げた目標 27,500 人を上回る 29,873 人であった。 ③センターで開催するイベントでは、参加者へのマイ箸使用の呼びかけや出展団体の協力（自主回収）により、ごみの減量に成果があつた。
3 成果目標及びその実績	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ①環境教育参加者数は、29,873 人の利用があり、108.6%を達成した。 ②児童・生徒を対象とした環境教育参加者数は、9,339 人の利用があり、103.8%を達成した。 ③指導者養成を目的とした講座受講者数は、1,601 人の利用があり、106.7%を達成した。 ④講座の参加者の満足度は、全体を通して 90%以上を達成した。 ⑤自主目標についても次のような成果を得られた。 ・一般の県民を対象とした環境学習参加者数は、3,064 人の利用があり、113.5%を達成した。 ・「センター通信」等の情報発信数は 366 回行い、100.3%を達成した。

※評価の項目「1」の評

価：

「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。

「B」 → 業務計画を順調に実施している。

「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。

「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」

の評価：

「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。

「B」 → 当初の目標を達成している。

「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。

「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	(1) 成果目標
	新規事業や講座を積極的に実施した結果、自主設定目標を含め、6つすべての目標値を達成することができた。
	(2) 残されている課題
	<ul style="list-style-type: none"> ①児童・生徒を対象とした環境教育参加者数は、9,339 人と目標数の 9,000 人をクリアしているが、学校による施設見学や体験学習が減少している。参加児童・生徒数の減や出前講座を希望する学校の増など、当センターの努力による解決が困難な要因もあるが、近隣施設との連携による誘導や、学校、教育委員会への継続的なPR活動は重要な課題である。 ②また、一般来館者の増対策についても、新設の「かんきょう工作教室 あそべるたいむ」の定着・発展と

PR活動を継続する必要がある。

- ③ 当センター受講者の受講後のステップアップ活動への参加促進や県内における他の環境活動者とのネットワークの構築については、今後も継続的に取り組む必要がある。
- ④ イベント時のごみ処理の課題については、これまでセンターとして啓発してきた「マイ箸使用」の呼びかけを継続し、ごみの減量化を図る。また、飲食出展者には、お客様の飲食後の器などの減量化と自主回収の協力を求めていく。

(3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定

1) 達成すべき成果目標

①環境教育参加者数	34,000人以上
②児童・生徒を対とした環境教育参加者数	10,000人以上
③指導者育成を目的とした講座受講者数	1,500人以上
④他の環境団体等と協働した環境活動数	15件以上
⑤講座の参加者の満足度	90%以上

2) 独自で定めた成果目標

①一般の県民を対象とした環境学習参加者数	2,700人以上
②「センター通信」等の情報発信数	365回以上

(4) その他

①県民の平等利用の確保

講座開催場所を地域のバランスを考慮して実施した。センターからは遠隔地になる学校、公民館からの出前講座の依頼にもできる限り対応できるよう、広報の仕方や開催時間の調整などきめ細かい対応に努めた。

②県民サービス向上の成果

情報誌「環境学習みえ」の年4回の発行・増刷やメールマガジン、SNS「Facebook」、ブログの運用で積極的に情報提供を行った。

③施設内の環境保全の取り組み

事務所及び展示ブースの照明は必要な箇所のみ点灯し、冷暖房を省エネ温度に設定し環境保全に取組んだ。

④危機管理体制の確保

- ・防災訓練を保健環境研究所と共に実施し、危機管理マニュアルの更新をした。

- ・職員が救急救命講習を受講し、救命技能を習得した。

- ・さすまたや、カラーボールなど設置して不測の事態に備えている。

- ・イベント開催では、近隣の警察署、消防署、病院に万一の時の対応をお願いしている。

指定管理者が行う公の施設の管理状況全期間評価

施設所管部名：環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県環境学習情報センター (四日市市桜町3684-11)
指定管理者の名称等	アクティオ株式会社 代表取締役社長 鈴木 悟 (東京都目黒区下目黒1丁目1番11号 目黒東洋ビル4階)
指定の期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	<p>センターで行う事業は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 環境の保全に関する啓発及び普及を行うこと。 二 環境の保全に関する研修会、講習会等を行うこと。 三 環境に関する情報の収集及び提供を行うこと。 四 環境の保全に関する活動の促進及び交流等を図ること。 五 上記に掲げるもののほか、県民の環境保全活動の促進に必要な事業

2 管理業務の実施状況

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
H23	B		・子どもエコクラブの事務局としての支援業務を全うした。
H24	B		・事業推進に当たって、人権尊重、障がい者対応、男女共同参画社会実現、次世代育成支援対策、環境保全活動など、県施策への配慮を怠らずに実施できた。
H25	B		・個人情報管理研修やマナー研修をはじめ、管理業務でスタッフに求められる各種研修を適時開催するなど、継続的なスキルアップ対策を実施した。
H26	B		・「みえ星空環境案内人養成講座(平成23年度開始)」など、新しい指導者育成プログラムを積極的に開始し、その後のフォローとなる実践講座も行った。
H27	B		・かんきょう川柳などの、環境啓発のきっかけ作りなどを行った。 ・新エネルギー、もったいない名人、ESDなどの時代に即した環境講座も並行して行った。

3 施設の利用状況

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
H23	B		・クイズシート、ラリーシートなど、常設展示を活用した独自ツールを活用し、来館者の興味を高める工夫を実施した。
H24	B	+	・特別展示コーナーの新設や展示品の工夫、また工作教室の毎月開催等を実施し、常にフリー来館者数のアップと満足度向上に努めた。
H25	B		・季節ごとのイベントでは、近隣施設とのイベント共催など、ネットワークの拡大や認知度アップの相乗効果を図りながら、来館者数の増と満足度アップに寄与するよう努めた。
H26	B		・エコぞうパペットなどを自作展示、講座活用するなど、独自キャラクター「エコぞう」の認知度アップにより、幼児世代にも施設に愛着を持っていただききっかけ作りなどにも努めた。
H27	B		・facebookやTwitterといったSNSを積極的に使ってアピールした。

4 管理業務に関する経費の収支状況(全期間)

(単位:円)

収入の部		支出の部	
指定管理料	180,287,000	事業費	164,792,095
利用料金収入	46,100	管理費	14,858,466
その他の収入	1,166,938	その他の支出	0
合計 (a)	181,500,038	合計 (b)	179,650,561
収支差額 (a)-(b)	1,849,477		

※参考

利用料金減免額	425,500
---------	---------

5 成果目標及びその実績

指定管理者の自己評価	県の評価	全期間における成果目標及びその実績						
		成果目標項目	H27目標値	H23実績値	H24実績値	H25実績値	H26実績値	H27実績値
H23	B	+	環境教育参加者数	27,500人	29,454	33,797	31,911	32,149
H24	A		児童・生徒を対象とした環境教育参加者数	9,000人	8,120	9,276	8,277	8,953
H25	B		指導者養成を目的とした講座受講者数	1,500人	1,530	1,567	1,461	1,503
H26	B		講座参加者の満足度	90%	99.4%	99.6%	99.8%	98.8%
H27	B		一般県民を対象とした環境学習参加者数	2,700人	2,937	3,685	3,593	3,030
			情報発信数	365回	375	398	372	373
								366

全期間におけるコメント

全期間において、すべての成果目標項目について、目標値を達成することができた。また、大幅に上回った年も多い。

6 総括評価

- これまでのノウハウを生かし、施設・設備や図書等の管理、貸室・教材の貸出業務など適切な維持管理を行うとともに、特別展示コーナーの新設、クイズシート、ラリーシート等常設展示を活用した独自ツールの使用など来館者の満足度向上と利用しやすい環境づくりに努めた。
- 主催講座、出前講座を県内各地で積極的に行い、時代に即した講座や新しい指導者養成プログラムを取り入れるなど工夫をしている。また、イベントの開催においては、近隣施設との共催の相乗効果を図り、来場者数の増に努めるとともに、他のイベントへの出展も行った。
- 情報誌の発行やメールマガジンの配信、facebook、TwitterといったSNSを使い、啓発やPRに努めた。
- 環境教育参加者数等の成果目標についても、全期間において目標値を達成しており、参加者の満足度も高いことから、県民サービスの向上、環境保全に関わる人材育成の推進につながったと考えられる。
- 平成28年度以降も同じ指定管理者が管理を行うが、今後も県民ニーズに対応しながら講座内容の充実に努めるとともに、指導者養成講座の修了者が指導者として活動できるよう支援を行っていく必要がある。また、学校からの施設見学・体験学習参加者の増加を図るとともに、県内環境活動者のネットワークの構築を期待する。

- ※ 「2 管理業務の実施状況」の自己評価 :
- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
 - 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
 - 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
 - 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。
- ※ 「3 施設の利用状況」
- ※ 「5 成果目標及びその実績」の自己評価 :
- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
 - 「B」 → 当初の目標を達成している。
 - 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
 - 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。
- ※ 県の評価 :
- 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
 - 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
 - 「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

(3) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成27年度分)

<県の評価等>

		施設所管部名	環境生活部
1 指定管理者の概要等			
施設の名称及び所在		みえ県民交流センター（津市羽所町700番地 アスト津3階）	
指定管理者の名称等		特定非営利活動法人 みえNPOネットワークセンター 代表理事 松井 真理子 (四日市市萱生町1200 四日市大学 特定非営利活動法人市民社会研究所内)	
指定の期間		平成24年4月1日～平成29年3月31日	
指定管理者が行う管理業務の内容		1 施設等の利用に関する業務 2 市民活動促進および国際化の推進のための業務 3 市民活動に関する情報の受発信に関する業務 4 地域NPO支援組織の機能向上・連携交流に関する業務 5 利用料金の收受に関する業務 6 施設の維持管理に関する業務 7 その他施設の管理運営上必要と認める業務	

2 施設設置者としての県の評価

*指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H26	H27	H26	H27	
1 管理業務の実施状況	B	B			利用者が安全に安心して利用できるよう、外部委員会や利用者アンケートで意見も聞きながら施設や備品の管理が良好に行われている。また、助成金情報やボランティア情報など利用者から要望の高い情報については、SNSや情報誌等でわかりやすく発信するとともに、市民活動等に役立つ各種セミナーを開催するなど、県域の市民活動センターとしての役割を果たしている。
2 施設の利用状況	B	B			駅に隣接した利便性に加え、利用者の意見を踏まえたサービスや市民活動に関する情報発信により、年間3,804の市民活動団体等が利用し、センター全体の来館者数は63,946人となっている。また、企業の利用も増加している。
3 成果目標及びその実績	B	B	-		①センター来館者数63,946人（目標60,000人）、②センターが把握する県内のNPO（ボランティア団体・市民活動団体）の増加数103団体（目標100団体）、③指定管理者が実施した人材育成事業への参加人数143人（目標100人）となり、すべての成果目標を達成した。

※「評価の項目」の県の評価
値：
「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	(1)成果目標に対する達成度
	・成果目標3項目すべてにおいて、目標を達成している。昨年度達成できなかった成果目標「センターが把握する県内のNPO（ボランティア団体・市民活動団体）の増加数」については、市町や社会福祉協議会等の協力も得ながら積極的に働きかけた結果、目標を達成することができた。
	・利用者アンケートなどを実施し、利用しやすい環境づくりに努めるとともに、ニーズに応じたセミナー等の開催や情報発信などに取り組んだ結果、来館者数および人材育成事業への参加者数が昨年度に引き続き成果目標を上回っている。
	(2)残されている課題
	・平日は多くの県民に利用されているものの、イベント等がない休日は利用者が少ない状況である。 ・利用者数は増加しているが、10代から30代の若い層の利用が少ないとともに加え、一部のセミナー等の参加者が少ないとから、安定的に集客が見込める企画や広報が求められる。
	(3)翌年度に取り組むべき成果目標の設定
	・引き続き、外部委員会や利用者の声を取り入れながら、利用しやすい環境づくりやサービスの向上に努めるとともに、ニーズや時機に応じたテーマによるセミナー等を開催することが必要である。
	(4)その他
	(施設の適正な維持管理の実施)
	・良好な管理運営を行うとともに、救急救命講習や避難訓練・防災訓練のほか、職員の資質向上のため多岐にわたる研修に参加させ、利用者サービスの向上に努めている。 ・利用方法やスタッフの対応を改善し、利用者数を拡大するため、利用団体の代表者等による外部委員会を継続して設置し、館内表示などの改善に取り組んでいる。 (県民サービス向上の成果) ・NPOグレードアップセミナーでは、資金調達に焦点を当てるとともに、著名な講師を招へいするなど講座自体の質の向上を図った結果、参加者の満足度が高くなった。また、人材育成セミナーでは、NPO法人会計基準をテーマとした講座を開設し、これから取り入れようとしている実務担当者に大変好評であり、今後の導入に期待ができる。 ・12月の「市民活動・NPO月間」には、連携企画を公募制にするなど新しい取組を実施したが、企画内容の質や集客の面では課題が残ったことから、企画や広報のさらなる改善を期待したい。 ・平成27年7月号から「みえ市民活動・ボランティアニュース」の誌面に写真等を多く取り入れるなど、より読みやすくなる積極的な改善を行っており、利用者アンケートでも好評価を得ている。
以上のことから、みえ県民交流センターの管理者として、設置趣旨や県域の市民活動センターとして役割を十分認識した管理運営が行われていると評価できる。今後も引き続き、指定管理者が持つネットワーク機能を生かし、市民活動の促進並びに団体等の連携や交流につながる取組の一層の充実を期待する。	

<指定管理者の評価・報告書(平成27年度分)>

指定管理者の名称:特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

①センター管理運営事業の実施に関する業務

(1)講座・研修の実施

- ・センターの総合案内の役割を担うとともに、市民活動・ボランティア団体向けの講座、中間支援団体向けの交流会やセミナー、県民がNPOに関わっていただききっかけづくりとしての講座・キャンペーンなどを実施した。
- ・市民活動促進及び国際化を促進するためのセミナーやイベントを実施し、入場者数、参加者満足度の点で高い評価を得た。
- ・団体の運営力、団体基盤の強化のためのNPOグレードアップセミナーは「資金調達」に焦点をあて、クラウドファンディング、助成金、融資をテーマに外部講師を招き、ワークショップ等の実践的な内容を取り入れたものを実施した(参加者合計39名)。その結果、実際にクラウドファンディングに挑戦する団体があり、団体のステップアップの機会となった。
- ・NPO相談事業では、「NPO法人設立準備講座」を開催し、定員を大きく上回る30名の参加があった。今まで設立後の運営等に関する講座を中心に実施をしてきたが、その前段階の法人設立について需要があることが明らかになった。
- ・中間支援団体の今後のある方を想える「あり方研究会」は、企業や社会福祉協議会など外部からみた中間支援団体機能について意見を集めるために、企業と社会福祉協議会を対象とした意見交換会を実施した。内部においてはわからない客観的な意見を集めることができた。
- ・多文化共生理解イベントでは、平成26年度から引き続き子どもを対象としたイベントを実施した。平成26年度は集客に苦労したが、平成27年度は少ない広報で平成26年度の倍以上の来場があった。

(2)情報の受発信

- ・県民への市民活動に関する情報発信のために、ホームページの質を落とさず運営し、facebook、ツイッターなど既存のSNSとの連動を強化するなど、さらに充実したものを目指した。また、助成金情報・イベント情報は常時30件程度掲載した。
- ・「みえ市民活動・ボランティアニュース」は月1回(各10,000部)発行し、県民の満足度を高めるため、7月よりリニューアルを行った。その結果、「特集の切り口が面白い!」等のご意見をいただくことができ、NPO活動及びNPOが取り組む社会課題の提唱ができたと感じる。また、県内の市民活動センターと協力し、地域の団体を紹介する「三重ぐるり」は、読者の一番の興味関心をひいていることが利用者アンケートで明らかになつたため、県民に対するNPO・市民活動の啓発という意味で、ある程度効果があつたと言える。
- ・「市民活動団体情報のデータベース化事業」は、県内各連携・協力団体の協力により、平成27年度定期更新で団体の情報が集まり、ホームページへ情報掲載した(平成26年度より103団体増/重複含めず)。

(3)施設利用状況の把握

- ・外部委員会を設置し、年2回意見交換を行い、頂いた意見をもとに改善を行つた。
- ・利用者アンケートを行つた。
- ・交流スペースA及びミーティングルームの利用は979件、備品機材利用は1,818件とほぼ例年の実績を維持した。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・利用者が気持ちよく利用できるように、机・いすなどの日常的な整理と清掃、備品の不具合への対応、館内の温度管理などの環境整備、人目につきにくい場所やトイレ等の安全対策に重点をおき、施設の適切な管理及び維持に努めた。また、利用者からの要望により、椅子のクリーニングを行つた。
- ・蛍光管の間引きなどを継続して遂行し、一部スペースの消灯時間を早めるなど、スタッフが率先してこまめな節電を心がけた。
- ・機器・備品に所定の使用料金を設定し、施設の予約と同時に申し込みを受け付け、適正に管理・貸出を行つた。貸出にあたっては、備品の動作状態や不具合に気を配り、返却時には必要部品がそろっているかを確認した。
- ・市民活動団体ファイルは情報の古いものは処分するなど、日常業務の中で整理・情報更新を行い、利用しやすい環境づくりに努めた。
- ・図書コーナーの蔵書の定期的な整理と新刊の補充を行つた。また、返却のない本については定期的にチェックを行つた。利用者から要望のあった書籍については検討し、購入したものもある。

③県施策への配慮に関する業務

- ・相談者スキルアップ研修(人権研修)にスタッフが参加し、人権問題についての正しい知識と理解を深め、窓口対応や相談対応に生かした。
- ・性別や年齢にとらわれない業務分担することで、各人の個性や能力が十分発揮できるよう配慮した。
- ・平成26年度に、初めてスタッフが産前産後休暇を取得し、平成27年度は育児休暇を取得した。今後も、子育て世帯が働きやすい環境の整備に努めていく。
- ・節電、リサイクル、再生紙の利用など、業務の中で環境に配慮した取組を行つた。
- ・利用団体の要望により、筆談用ノートとペンを、わかりやすい場所に配置したことで利用頻度が高まつた。また、点字ブロック周辺には物を置かないよう徹底し、利用団体にも注意を促すなどバリアフリーに努めた。
- ・みえ県民交流センター内に設置された「みえ災害ボランティア支援センター」(平成25年12月閉所)に全面協力できるよう、毎月の幹事会に参加した(閉所後も幹事会には継続して参加)。また、災害および事故等の不測の事態に備えて、消防訓練、避難誘導訓練に参加し、センターに設置されているAEDの的確な操作方法を学んだ。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・三重県情報公開条例に基づき、公開に関して「情報公開規定」を整備し、確実に対応できる体制を作つた。平成27年度に開示請求はなかった。
- ・基本協定書第12条に基づき、センター管理に関して知り得た情報を適切に取り扱い、個人情報が保護されるよう配慮した。

⑤その他の業務

特になし。

(2)施設の利用状況

みえ県民交流センター(指定管理対象施設のみ)の利用者数
・目標 60,000人 ・実績 63,946人

施設別実績内訳

交流スペース・ミーティングルーム他 60,732人
イベント情報コーナー 3,214人

2 利用料金の収入の実績

平成27年度実績	
利用料金収入額	1,316,680円

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部		支出の部			
	H26	H27			
指定管理料	29,272,000	29,272,000	事業費	29,782,023	30,942,787
利用料金収入	1,125,500	1,316,680	管理費	2,542,940	2,419,538
その他の収入	2,069,973	2,105,908	その他の支出	0	0
合計 (a)	32,467,473	32,694,588	合計 (b)	32,324,963	33,362,325
収支差額 (a)-(b)	142,510	△ 667,737			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	0
---------	---

4 成果目標とその実績

成果目標	<ul style="list-style-type: none"> センター来館者数 (指定管理対象施設への来館者に限る) 60,000人／年 センターが把握する県内のNPO(ボランティア団体・市民活動団体)の増加数 100団体／年 指定管理者が実施した人材育成事業への参加人数 100人／年
成果目標に対する実績	<ul style="list-style-type: none"> センター来館者数 (指定管理対象施設への来館者に限る) 63,946人／年 センターが把握する県内のNPO(ボランティア団体・市民活動団体)の増加数 103団体／年 指定管理者が実施した人材育成事業への参加人数 143人／年
今後の取組方針	<p><センター来館者数について></p> <ul style="list-style-type: none"> 成果目標は達成できた。平成26年度は来館者数が少なく61,000人台だったが、平成27年度は平成25年度に次ぐ来館者数となった。しかしながら、利用者アンケートの結果、依然として10代から30代の利用率が低いため、若い層に向けてセンターのPRを積極的に行っていく。 <p><センターが把握する県内のNPOの増加数について></p> <ul style="list-style-type: none"> 成果目標は達成できた。今後も協力先と連携を図りながら団体情報収集に努める。 <p><指定管理者が実施した人材育成事業への参加数について></p> <ul style="list-style-type: none"> 成果目標は達成できた。平成27年度は、会計面、運営面での人材育成を図ろうと講座や相談会を実施した。平成28年度も質の高い人材育成事業を展開していく。

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	H26	H27	
1 管理業務の実施状況	B	B	<p>(1)施設の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> センターの管理業務に関しては、施設、機器、備品について引き続き良好な状態で管理し、故障した備品は新たに購入した。危機管理体制、安全面、個人情報管理面についても事務局で定期的に体制を確認し、支障なく運営することができた。 センターの管理・運営業務に関しては、外部委員会の開催や利用者アンケートを実施し、利用者からの声を反映するようにした。 センターの運営業務に関しては、アスト津3階の県施設の総合案内としての役割を十分に果たすことができた。また、センターの機器、備品、図書、情報等、日常の管理業務に関しても、質を落とさず、さらなる内容の充実へ向けて、対策や仕組みづくりを行った。 施設内のいたずら抑止のために、定期的に化粧室や給湯室を見回り、場合によっては警備員、警察と連携をとるなどし、利用者にとって安心、安全に利用できる場所になるよう努めることができた。 <p>(2)市民活動および国際化に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 多文化共生・理解イベントにおいては対象を子どもに絞り、子どもにとってわかりやすく楽しい学びの場を提供した。 市民活動に関する情報の受発信に関する業務については、ブログやfacebookなどのSNSを積極的に更新することで、新鮮な情報を県民に届けることができた。また、「みえ市民活動・ボランティアニュース」は県民への市民活動・NPO理解の促進を目的としており、平成27年度はリニューアルを実施し改善につとめた。 NPO支援組織の機能向上・連携交流に関する業務について、事務局スタッフレベルでのネットワーク強化を目的に中間支援団体・市民活動(支援)センター・スタッフ交流会を開催し、各中間支援団体、市民活動(支援)センター同士の顔つなぎと学びあいの場をつなくことができた。 その他、市民活動・NPO月間、ボランティアニュースの記事など、みえNPOネットワークセンターが持つネットワーク機能を生かした企画をいくつか実施できたことは特筆したい。
2 施設の利用状況	B	B	<p>市民活動団体等の利用団体数は3,804団体であった。</p> <p>施設の稼働率について、交流スペースは常に利用されている状況であるが、ゴールデンウィークやお盆などの長期休暇、祝祭日に関してはほとんど利用のない日もあるので、運用方法について検討していく必要がある。ミーティングルームは、できるだけ交流スペースの利用を推奨しているので、稼働率を一概に計ることができない。その他ワークスペースやイベント情報コーナーは総会シーズンなどに多く利用されている。</p> <p>企業の利用は、平成26年度同様、順調に増加している。県外からの利用やリピート利用の企業が増えしており、立地の良さや予約システムの利便性の高さと質の高いサービスを提供できていることが伺える。</p> <p>コーヒーサービスコーナーではコーヒーのほかにペットボトル飲料やチョコレート、クッキーを販売し、好評を得た。また、平成27年度はコーヒー寄付金贈呈式を行ったことで、ただコーヒーコーナーを利用するだけでなく、仕組みについて興味関心を持つ利用者が増えた。</p> <p>毎年避難訓練を行っているが、平成27年度は指定管理者とろあ当事者団体と合同で避難訓練を実施することができた。</p> <p>毎年意見を募っているセンター内の案内表示等について、平成27年度は、センター全体MAPの掲示や利用案内の表示に工夫をするとなど、県民にとって、利用しやすい施設になるよう心がけた。</p>

3 成果目標及びその実績	B	<ul style="list-style-type: none"> ・センター来館者は、目標値の年間60,000人を超えていた。 ・センターが把握する県内のNPOについて、市民活動団体データベース事業で各市町の市民活動(支援)センターや社会福祉協議会などの協力連携により情報の定期更新を行った。増加団体数に関しては103団体となり、成果目標を達成できた。 ・「NPO人材育成セミナー」では、「NPO会計基準」に関するセミナー、会計に関する相談会、NPO法人設立講座、融資に関する講座、助成金に関する個別相談などを開催した。参加者数は、143人と成果目標を達成することができた。
	B	<ul style="list-style-type: none"> ・「NPOグレードアップセミナー」は資金調達に関する講座を3回実施した。参加費を例年よりも高めに設定することでやる気のある参加者が集い、参加者・講師ともに非常に満足度の高い講座を開催することができた。 ・県内の中間支援ネットワークは「中間支援団体・市民活動(支援)センタースタッフ交流会」を開催することで、事務局スタッフレベルでのネットワーク強化につなげることができた。 ・「中間支援団体のあり方に関する研究会」では、企業や社会福祉協議会とともに、NPOの中間支援団体に関する意見交換会を行った。平成28年度はより深い意見交換と協働の模索を行う。 ・市民の伊勢志摩サミットをきっかけに、愛知・岐阜・三重のNGO・NPOでネットワークをつくることになった。

※評価の項目「1」の評価

- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価

- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
 「B」 → 当初の目標を達成している。
 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	(1)成果目標に対する達成度	<ul style="list-style-type: none"> ・成果目標については、センター来館者数、センターが把握する県内のNPO(ボランティア団体・市民活動団体)の増加数、指定管理者が実施した人材育成事業への参加人数のすべてにおいて目標を達成できた。
	(2)残されている課題	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの来館者数について、成果目標は達成できたが依然として10代から30代の利用率が低いため、若い層に向けてセンターのPRを積極的に行っていく。

総括的な評価	(3)翌年度に取り組むべき成果目標の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・5期目の成果目標達成に向けて、今後も取組を進めていく。
	(4)その他 (業務執行体制の整備)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理4年目となる平成27年度は、平成26年度に引き続き、「市民活動・NPO月間」や情報誌「みえ市民活動・ボランティアニュース」の紙面に掲載されている「三重ぐるり」など、みえNPOネットワークセンターが持つ県内の中間支援団体および市民活動(支援)センターとのネットワークを活用した事業を実施できた。 ・平成26年度に雇用した20代から30代の若手スタッフが成長し、新たに1名、20代のスタッフを雇用したことで、能動的で機動力と活気のある事務局体制を築くことができた。しかし、能力のある若手を確保したり育成したりするための給与など、資金面や将来的な保障、経営のマネジメントに関しては、指定管理事業という性質から課題が残っている。

総括的な評価	(県民サービス向上の成果)	<ul style="list-style-type: none"> ・「NPOグレードアップセミナー」では、NPOの資金づくりをテーマに、クラウドファンディング、助成金、融資の3テーマで講師を招き講座を開催した。例年との大きな違いは、参加費を大きく上げたことにある。過去、同様のセミナーの参加費は500円程度だったが、今回は1回1,000円～1,500円と2倍～3倍の参加費を設定した。そのことにより、本気で学びたい参加者が参加し、講座自体の質を大きく底上げし、講師・参加者ともに高い満足度へつながった。 ・「NPO人材育成セミナー」では、NPO会計基準の導入講座を開催した。こちらも例年よりも高い参加費を設定したが、定員を超える申し込みがあった。NPO法人設立講座やNPOのための融資講座では、三重県NPO班や日本政策金融公庫と連携し講座を開催した。このように行政、金融機関、NPOの三者で連携した講座はこの4年間で初めての試みであったが、質の高い講座を提供できたと考えている。また、東海ろうきんの助成金に関する個別相談会も開催した。個別相談会を開催することで、団体自身が活動の振り返りと未来の展望作成を行うことができ、相談者への大きな満足度につながった。
	(「市民活動・NPO月間」)	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民活動・NPO月間」については、協力団体を公募するという新たな取組を行ったが、質の担保や参加団体の一体感の醸成が上手くできず課題が残った。期間中に開催した「協創シンポジウム」は、地域の新たな人材の発掘と育成をテーマに開催した。内容に関しては例年と異なる視点で開催することで、新鮮さを演出し、新たなつながりを創出したが、例年以上に集客に苦戦する結果となった。 ・「多文化理解・共生イベント」は、平成26年度から子ども・親子を対象に開催し、実行委員会に多文化関連の団体だけでなく、子どもも関連の団体の参加もあり、多様性のある企画を生み出すことができた。平成27年度は平成26年度以上に来場者が増え、子どもたちが様々な文化に触れる機会を提供できた。 ・「中間支援団体のあり方に関する研究会」では、企業や社会福祉協議会とNPOの中間支援に関する意見交換を行った。そのことにより、企業にとってNPOとしてどのようなアプローチが必要なのか、社会福祉協議会とどのように協働していくべきかを考えるきっかけとなった。平成27年度の意見交換の成果を平成28年度の事業に反映していかたいと考えている。

総括的な評価	全体的な総括として、平成27年度は外部のNPOとの連携だけではなく、企業、社会福祉協議会、金融機関、行政などのセクターと連携する機会が大きく増えた。そのことにより、みえ市民活動ボランティアセンターとして、より質の高い支援プログラムを生み出す試験的な1年となった。平成27年度に得た経験を糧に、平成28年度は、より実践的な支援プログラムを開発し、三重県のNPOの発展、またはNPOの中間支援組織の発展に寄与していきたい。	
--------	---	--

(4) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成27年度分)

<県の評価等>

施設所管部名： 環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県交通安全研修センター（津市垂水2566番地）
指定管理者の名称等	一般財団法人三重県交通安全協会 会長 余野部克治（津市栄町1丁目954番地）
指定の期間	平成25年4月1日～平成28年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	①三重県交通安全研修センターの運営業務 ②三重県交通安全研修センターの維持管理業務 ③三重県交通安全研修センターの管理上必要な業務 ④その他の業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H26	H27	H26	H27	
1 管理業務の実施状況	A	A	-	-	指導者養成・資質向上事業については、教職員を対象とした自転車交通安全教育指導者研修、市町交通安全指導員を対象にした研修の実施など、計139回1,484人に対して研修を行うとともに、毎月企業・団体等を訪問し集客・PRを行い、交通安全意識の高揚を図る機会の提供に努めている。 一方で、県の課題である高齢者や交通弱者への取組や県のセンター機能の充実という視点での調査研究、市町支援の取組がやや弱い。
2 施設の利用状況	A	B	-	-	運転免許センター内に研修センター利用案内表示を行うとともに、来庁者に対し呼びかけを行い、施設利用のPRに取り組むとともに、毎月第3日曜日に「交通安全フェスタ」を開催し、来場の家族連れに対し、交通安全意識の高揚と研修センター利用のPRを行っている。 また、センターの新キャラクター「みまも」を利用した広報や案内表示などにより効果的なPRに努めている。
3 成果目標及びその実績	B	A	-	-	成果目標について、指導者養成・資質向上講座受講者数及び一般利用者数については、目標数値を達成することができたが、団体研修受講者数と行動変容・意識変容があった受講者割合については、達成度は平均90%以上であったものの、目標は達成できなかった。また、独自に設定した目標については、10項目中5項目の達成であった。

※「評価の項目」の県の評価

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	(1)成果目標に対する達成度 成果目標について、「指導者養成・資質向上講座受講者数」及び「一般利用者数」の2項目は目標数値を達成することができたが、他の2項目(団体研修受講者数、研修により行動変容・意識変容があった受講者の割合)については、平均達成度は90%以上ではあったが、昨年度に引き続き達成できなかつた。 また、独自に設定した目標については、10項目中5項目の達成にとどまったく。
	(2)残されている課題 県の課題である高齢者対策や交通弱者対策の強化を図るとともに、センター機能の充実を図り、市町等に教育プログラムや情報の提供、助言などの支援を行い、県内の交通安全教育のさらなるレベルアップを図る必要がある。 また、リニューアルした施設を最大限活用した新カリキュラム等の開発を進める必要がある。
	(3)翌年度に取り組むべき成果目標の設定 次期指定管理期間においても引き続き同様の成果目標を設定し、研修による行動変容・意識変容があった受講者をさらに増やしていくよう、研修内容の充実に努めるとともに、調査研究活動、市町支援の充実を図る。

<指定管理者の評価・報告書(平成27年度分)>

指定管理者の名称:一般財団法人三重県交通安全協会

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

① 交通安全研修センター運営事業の実施に関する業務

ア 交通安全に関する教育の実施に関する業務

- ・参加・体験・実践型の交通安全研修事業
年齢・業務の形態等の受講者の特性に応じて、研修目的を明確にした個別のカリキュラムを作成し、機器の使用等による参加・体験・実践型の研修を実施した。(団体研修受講者数 5,502人)
- ・指導者養成・資質向上事業
地域・職域等で交通安全教育を推進する交通安全教育指導者の養成・資質向上を図るため、教職員を対象とした「自転車交通安全教育指導者研修会」(10/26 41人)や市町交通安全教育指導員を対象にした「交通安全教育指導者研修会」(2/3 174人)等、合計139回 1,484人に対し、交通安全指導者の養成・資質向上研修を実施した。
- ・遠隔地等での出前型交通安全教育(出前研修)事業
全県的、普遍的な交通安全教育の機会を提供するため、センター利用が困難な地域及び指導員体制が整っていない市町を中心に、小・中・高校を対象とした出前研修を実施した。(合計16回 1,900人)

イ 施設の運営に関する業務

- ・研修センターについて、より広く県民への周知を図り、県内の交通安全教育の拠点施設としての活用を促進するため、ホームページにより、タイムリーな情報提供に努めた。(ホームページの更新 16回、ホームページアクセス回数 10,289回)
- ・インターネットによる予約状況の確認や予約方法の簡素化を図り、交通弱者の予約を、3ヶ月先から12ヶ月先に変更する等、利用者の利便を図った。
- ・ツイッター、フェイスブック、ユーチューブ、アメブロとホームページとをリンクさせ、SNSを有効に活用した広報を行った。ユーチューブ再生回数 4,000回
- ・体験学習ゾーンがリニューアルされたことにより、研修カリキュラムを一新し、シートベルト・エアバック体験、歩行環境シミュレータ等12種類の機器を活用し、参加・体験・実践型の研修を行った。
- ・掲示板を利用して、交通事故死者日報、事故防止対策等について、手作りの図表やポスターを作成し、効果的な展示を行った。
- ・ウエルカムゲートに隣接して、案内人席を設置し、体験学習ゾーンの機器の説明、目的等について説明できる「交通安全インストラクター」を配置し、利用者の利便を図った。
- ・リニューアルオープンに伴い、「来て、見て、体験してみよう」をキャッチフレーズにしたわかりやすい新ガイドブックを作成し、配布した。
- ・毎月4回、一般利用者の居住地、年代、性別、親子等の属性調査を行った。調査来訪者12歳以下が51%。研修センターを知った理由は、免許センター1階の案内人36%、1階みまも看板17%であった。
- ・キャラクター「シロチドリ」の名前を公募し、「みまも」に決定。キャラクターネームを記載した「みまも」シール2,000枚を作成し、各種のイベントで配布した。
- ・キャラクター「みまも」の着ぐるみを作成。交通安全フェスタや各種イベントに参加し、研修センターの広報を行った。
- ・毎月第3日曜日を「交通安全フェスタ」と名付けて、各種の交通安全をテーマにしたイベントを開催した。5/17キャラクター「みまも」命名式、6/21芸濃町老人クラブ会員を招待、7/12ウエルカムゲート前の風船アーチの披露、10/18着ぐるみ「みまも」を完成披露。
- ・ホームページを中心とし、ツイッター、フェイスブック、ユーチューブ、アメブロをリンクさせ、効果的な情報発信に努めるとともに、アクセス実態を分析するなど、有効活用されているかについても検証・チェックを行い、改善に努めた。

ウ 交通安全に関する情報及び資料の収集並びに提供に関する業務

- ・体験学習ゾーンのリニューアルに伴い、研修カリキュラムを全て更新した。(19カリキュラム)特に、高齢者と幼児・児童対象のカリキュラムについては、広報用カリキュラムを作成して関係機関団体に配布し、交通弱者の研修センター利用を図った。
- ・高齢者事故防止について、研修センターのホームページに歩行中、自転車運転中、自動車運転中に分け、12回に渡って特集を組み情報提供を行った。また、体験学習ゾーンの運転・歩行能力診断(点灯くん)の診断結果の分析を行い、ホームページや研修センターだより等で情報提供を行った。
- ・三重県警察と共に市町交通安全指導者研修会(2/3)等を開催した。

エ センター機能の向上、連携交流の推進及び市町等に対する支援に関する業務

- ・県警本部から毎日事故日報の提供を受け、研修センターのホームページを通じて、死亡事故発生速報や注意喚起等の情報提供を行った。
- ・津市の交通安全関係団体で組織する「津市交通安全対策協議会」に参加し、地元団体と連携して、交通安全対策の推進に努めた。

② 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

施設及び設備関係については、毎日の始・終業点検及び打ち合わせを励行し、各施設が常に快適に使用できるよう、簡易な修理、修繕は職員が当たっているほか、専門の保守点検業者と委託契約し、点検項目に沿った随時及び定期的な保守点検整備を行い、適正な維持管理に努めている。

③ 県施策への配慮に関する業務

・人権尊重のための取組

特定の利用者が不快に感じたり不利益を被るような表現・行為を行わないことを職員に徹底するとともに、身体に障がいのある方や高齢者、外国人等の来場者へのサポート、セクハラや暴力、言葉の暴力等人格を無視する行為を許さない明るい職場環境の醸成に努めた。また、職場研修等を通じ、職員の人権問題に関する意識の高揚を図った。

・男女共同参画社会実現への取組

「事業内容等評価検討委員会」委員(8名)に女性委員(2名)を委嘱し、女性の視点からの意見の把握と反映に努めた。また、女性の交通安全教育指導員4名を配置し、幼児・高齢者・外国人等に対して、きめ細やかな事業の実施に努めた。

- ・企業倫理・社会的貢献の取組
コンプライアンス(法令遵守)の徹底、ディスクロージャー(情報公開)の遵守とホームページの解説、個人情報の保護の徹底、職員の組織的かつ合理的な人事管理と職業倫理の醸成、「公益法人会計基準」に基づく健全な財務運営の推進。
- ・ユニバーサルデザイン(UD)のまちづくりに向けた取組
用品等の購入に際し、UD(ユニバーサルデザイン)商品を選定するなどUDに対する周知と意識の高揚に努めた。
また、小中学生の団体研修実施時にユニバーサルデザインとバリアフリーの違い、施設や交通安全環境におけるそれぞれの平等性、公平性について確認させるなどの意識の高揚を図った。
- ・三重県飲酒運転0をめざす条例
交通安全講話などで「飲酒運転0をめざして」のチラシや、独自に作成した「飲酒運転は凶悪犯罪です！この笑顔、壊さないで」の小冊子を使用し、研修者に条例の趣旨と飲酒運転を行わない指導を行った。
また、飲酒運転防止のDVD「限りなき悔恨」を新規に整備し、安全運転講話などで活用した。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・「三重県交通安全研修センターの管理に関する情報公開実施要領」を定め、情報公開実施の体制を整えるとともに、個人情報保護についても、基本協定書別記4「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守している。これらの取組の一環として、三重県が行う実務研修に参加し、個人情報の取り扱い及び情報公開に対する理解と研鑽に努めた。(平成27年度開示請求なし。)

⑤その他の業務

- ・危機管理対策会議を開催し、研修センター危機管理マニュアルの周知を図るとともに、同マニュアルに基づき、各自が担当する任務を迅速に遂行する体制を整備した。また、危機管理マニュアルに基づき、免許センターとの合同防災訓練を実施した。

(2)施設の利用状況

	平成27年度目標	平成27年度実績	達成率
センター利用者数(人)	50,000	69,800	139.6%
一般利用者数(人)	43,000	62,814	146.1%
団体利用者数(人)	6,000	5,502	91.7%
指導者養成・資質向上講座受講者数(人)	1,000	1,484	148.4%

2 利用料金の収入の実績

該当なし

3 管理業務に関する経費の收支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	H26	H27		H26	H27
指定管理料	40,071,000	40,071,000	事業費	10,018,619	7,800,529
利用料金収入			管理費	25,659,225	23,821,256
その他の収入	3,860	5,253	その他の支出	0	0
合計(a)	40,074,860	40,076,253	合計(b)	35,677,844	31,621,785
収支差額(a)-(b)	4,397,016	8,454,468			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

4 成果目標とその実績

(1)成果目標		
目標項目	目標値	目標に対する実績
(指導者養成・資質向上事業) 指導者養成・資質向上講座受講者数(人)	1,000	1,484
(研修事業) 団体研修受講者数(人)	6,000	5,502
一般利用者数(人)	43,000	62,814
(その他) 研修により行動変容・意識変容があったと回答した受講者の割合(%)	100	97.5
(2)指定管理者独自の数値目標		
目標項目	目標値	目標に対する実績
(研修) 施設利用者数(人)	50,000	69,800
交通弱者団体等利用者数(人)	2,000	1,846

(出前事業)		
出前研修回数(回)	30	16
(集客活動)		
企業・団体等への訪問活動(回)	240	246
(情報提供・広報PR事業)		
ホームページアクセス回数 (回)	15,000	10,289
ホームページ更新回数 (回)	12	16
広報紙発行回数 (回)	4	4
施設を利用した県民へのPR事業の実施回数 (回)	15	14
教材・教育プログラムの作成	3	19
(その他)		
利用者満足度(%)	100	97.7

今後の取組方針
成果目標については、指導者養成・資質向上講座受講者数及び一般利用者数は目標数値を達成することができたが、団体利用者数は、体験学習ゾーンのリニューアルによる一昨年度末の3ヶ月の閉鎖が、研修予約の減少へと尾を引いたため、達成することができなかつた。独自に設定した目標については、10項目中5項目の目標を達成することができた。第5期指定管理の新年度において、目標を達成した項目については、引き続きサービスの向上を図り、目標を達成できなかつた項目については、分析・検証を行い、事業計画に従った施策を実施し、目標を達成したい。

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コ メ ン ト
	H26	H27	
1 管理業務の実施状況	A	A	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設及び設備機器について、毎始(終)業前点検・清掃を行うとともに、簡易な保守・修繕については、職員で実施し、利用者の安全・利便を考え、より良い研修環境の維持を図った。 ○ 利用者サービス向上のためにホームページを改修し、SNS等の様々な媒体を活用すると共に、他機関・団体等との連携を行い利用者サービスの向上を図った。 ○ 利用者の声を把握するため、研修事後アンケート・属性調査等を行い、より良い研修環境・研修内容の改善に努めた。
2 施設の利用状況	A	B	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転免許センター内の研修センターの利用案内表示を展示ゾーンのリニューアルと合わせてより広報効果の高いデザインに改め、来訪者に対し、呼びかけを行い、施設利用をPRした。 ○ 毎月第3日曜日に「交通安全フェスタ」を開催し、来場の子どもに対して、「交通安全約束免許証」の作成、及び「みまも」シールの配布、並びに交通安全ビデオ上映等を行い、子どもや家族に対する交通安全意識の向上を図り、研修センターのPRを行った。
3 成果目標及びその実績	B	A	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指導者養成・資質向上講座は、様々な工夫を凝らし講座を実施し、目標数値を大幅に上回った。 ○ 団体研修事業については、予約方法等の利便を図る等の改善を行つたが、数値目標を達成することは、できなかつた。

※評価の項目「1」の評価
 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価
 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
 「B」 → 当初の目標を達成している。
 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

	<p>(1) 成果目標に対する達成度 指導者養成・資質向上講座受講者数は1,484人(目標値1,000人)、団体研修受講者数5,502人(目標値6,000人)、一般利用者数62,814人(目標値43,000人)であり、団体研修受講者数にあっては、一昨年度末の体験学習ゾーンのリニューアル工事による3ヶ月の閉鎖で研修予約の減少等により目標値を達成することができた。独自に設定した目標項目については、10項目中、5項目の目標を達成した。</p> <p>(2) 残されている課題 ・団体研修受講者数の目標達成のため、広く県内の企業・団体に積極的なPRを行い、施設の認知度を上げ、利用者増を図る必要がある。 ・独自成果目標の交通弱者団体等利用者数は、社会の高齢化に従い、事故の被害者・加害者になっている現状から、新年度から始まるシニアラーニング等の施策を推進し、利用者の増加を図る必要がある。</p> <p>(3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定 第5期指定管理の平成28年度においては成果目標を達成できるよう事業計画書に示した各種施策を誠実に履行し、職員の資質向上や研修内容の充実を図るとともに、施設利用促進のため、企業・団体、学校等へのPR活動を推進していく。</p> <p>(4) その他 ・広く県民の皆さんに、「来て、見て、体験してみよう」をコンセプトに、幼児から高齢者まで楽しく交通安全を学んで頂けるような雰囲気の構築を図った。 ・キャラクター名を募集し、「みまも」に決定した。キャラクター「みまも」を中心とした施設の案内、屋内の飾り付け、ホームページを中心としたSNS環境の整備、各種チラシ類の作成を行い、統一した広報活動を行った。 ・関係機関団体、企業協力によるパブリシティを活用し、「交通安全夜間特別研修」、「安全運転競技会」を開催する等、創意工夫を凝らした事業の実施に努めた。 ・指導者養成資質向上研修の取組として、主に教職員を対象とした「交通安全教育指導者研修会」、市町交通安全指導員等を対象とした、「交通安全指導員研修会」を開催するなど、さまざまな機会を通じて指導者養成・資質の向上に努めた。 ・外部の有識者からなる「事業内容等評価検討委員会」を開催し、事業全般について評価・検証を受けるとともに、検証結果については今後の事業改善に生かしていくこととしている。 ・地震防災対策など危機管理に対する取組として、危機管理マニュアルに基づく非常防災訓練を実施し、非常時ににおける誘導経路の確認等を行った。</p> <p>全体として、業務計画を誠実に実施し、成果目標についても概ね目標を達成し、交通安全教育に貢献する一定の成果があった。</p>
--	---

指定管理者が行う公の施設の管理状況全期間評価

施設所管部名：環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県交通安全研修センター（津市垂水2566番地）
指定管理者の名称等	一般財団法人三重県交通安全協会 会長 余野部克治（津市栄町1丁目954番地）
指定の期間	平成25年4月1日～平成28年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	①三重県交通安全研修センターの運営業務 ②三重県交通安全研修センターの維持管理業務 ③三重県交通安全研修センターの管理上必要な業務 ④その他の業務

2 管理業務の実施状況

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
H25	A	-	施設の管理においては、研修水準を維持するため、毎日の始業前点検等の徹底を図り各施設の快適な利用と安定した運営の保持に努めるとともに、簡易な保守等については職員自身が実施するなど修繕料等のコスト削減を図ることができた。
H26	A	-	また、利用者サービス向上のためにホームページを改良し、SNS等様々な媒体を活用した広報啓発を実施している。
H27	A	-	一方、交通安全教育の実施については、一定の評価はできるものの、センターの機能を十分に発揮されているとはいえない。

3 施設の利用状況

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
H25	B		
H26	A	-	団体利用については、幼児から高齢者までの幅広い層に利用されており、それぞれの特性に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を実施している。遠隔地である等の理由から来所が容易ではない団体等に対しては、依頼に応じて出前研修を実施している。 平成25、26年度は屋外、屋内施設の改修に伴い来場者数に影響があつたが、その後、PRに努め、来場者は増加している点は評価できる。
H27	B		

4 管理業務に関する経費の收支状況(全期間)

(単位:円)

収入の部		支出の部	
指定管理料	119,100,000	事業費	24,941,954
利用料金収入	0	管理費	78,592,294
その他の収入 (過年度法人税等引当戻入収入、預金利息等)	12,409	その他の支出	0
合計 (a)	119,112,409	合計 (b)	103,534,248
収支差額 (a)-(b)	15,578,161		

※参考

利用料金減免額	0
---------	---

5 成果目標及びその実績

指定管理者の自己評価	県の評価	全期間における成果目標及びその実績					
		成果目標項目	H27目標値	H25実績値	H26実績値	H27実績値	
H25	B	(1)成果目標					
		指導者養成・資質向上講座受講者数(人)	1,000	1,611	1,787	1,484	
		団体研修受講者数(人)	6,000	4,691	5,556	5,502	
		一般利用者数(人)	43,000	40,000	43,640	62,814	
		研修により行動変容・意識変容があつたと回答した受講者の割合(%)	100	98.70	97.50	97.50	
H26	B	(2)指定管理者独自の数値目標					
		施設利用者数(人)	50,000	46,302	50,983	69,800	
		交通弱者団体等利用者数(人)	2,000	2,068	2,039	1,846	
		出前研修回数(回)	30	18	20	16	
		企業・団体等への訪問活動(回)	240	240	248	246	
H27	A	ホームページアクセス回数(回)	15,000	21,889	24,680	10,289	
		ホームページ更新回数(回)	12	15	26	16	
		広報紙発行回数(回)	4	4	4	4	
		施設を利用した県民へのPR事業の実施回数(回)	15	18	14	14	
		教材・教育プログラムの作成	3	3	3	19	
全期間におけるコメント							
成果目標については、指導者養成・資質向上講座受講者数は、毎年度目標を達成している。また、指定管理者が独自に設定している目標についても、毎年度、10項目中5~7項目の目標を達成している。							

6 総括評価

- ・成果目標の指導者養成・質向上講座受講者数については、毎年度、目標を達成している。団体研修受講者数と一般利用者数は、平成25~26年度の施設改修工事による利用制限があったことから、不達成についてはやむを得ないと考える。また、指定管理者が独自に設定した項目10項目についても同様の影響があったが、毎年5項目以上達成した。
- ・歩行環境シミュレータや自転車シミュレータなど、ニーズに応じた新しい機器を導入し、改正道路交通法に対応した取組、歩行者・自転車利用者など交通弱者の交通安全対策及び地域での交通安全指導者の育成に重点を置いた研修を実施しているが、高齢者対策については、アプローチが弱い傾向がある。
- ・独自の取組として、「交通安全学習フェスタ」、「交通安全夜間特別研修(交通安全ナイトスクール)」等、創意工夫を凝らした事業の実施に努めている。
- ・研修受講者へのアンケート調査で高い満足度を得ている。また同時に、利用者のニーズや研修効果の把握に努めるとともに、外部の有識者等で構成する「事業内容等評価検討委員会」を開催し、研修センターの運営の改善に役立てている。
- ・毎日の始業前点検等の徹底を図り、各施設・機器の快適な利用と安定した運営の保持に努めるとともに、簡易な保守等については職員自身が実施するなど修繕料等のコスト削減に取り組んでいる。
- こうしたことから、全期間を通して、利用者にとって使いやすい施設としての運営を行い、コスト縮減と利用者へのサービスの向上が図られたと評価できる。今後は、新しい施設の強みを生かした新しいカリキュラムにより、高齢者対策や交通弱者対策に重点的に取り組むとともに、県内の交通安全教育の核として、市町が推進すべき交通安全教育を支援していく必要がある。

「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
 「B」→ 業務計画を順調に実施している。
 「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
 「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※「2 管理業務の実施状況」の自己評価：
 「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
 「B」→ 当初の目標を達成している。
 「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
 「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

※「3 施設の利用状況」
 「5 成果目標及びその実績」の自己評価：
 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
 「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

※ 県の評価

10 指定管理候補者の選定過程の状況について

1 概要

みえ県民交流センターについては、現在の指定管理期間が平成29年3月末で終了することから、現在、平成29年4月からの次期指定管理者の募集・選定手続きを進めています。

指定管理候補者を公正かつ適正に選定するため、外部の学識経験者等で構成する「みえ県民交流センター指定管理者選定委員会」を設置しました。

平成28年7月20日に開催された選定委員会において、審査基準や配点表を決定した後、募集を行ったところ、1団体から応募がありました。

今後、選定委員会において、申請者から提出された事業計画書等を詳細に審査し、指定管理候補者を選定します。

2 進捗状況

7月20日

第1回選定委員会

(募集要項の決定、審査基準及び配点表の決定)

・選定委員……別紙1のとおり

・審査基準及び配点表……別紙2のとおり

7月28日～8月12日

募集要項の配布

8月10日

現地説明会の開催

9月5日～9月14日

申請書類の受付期間

3 応募等の状況

現地説明会への出席団体数 1団体

申請書の提出があった団体数 1団体

○ 特定非営利活動法人 みえNPOネットワークセンター

4 事業計画書の要旨（申請者が作成したもの）

別紙3のとおり

5 今後の予定

(1) 指定管理候補者の決定

10月6日 第2回選定委員会（ヒアリング審査）

10月20日 第3回選定委員会（最終審査、指定管理候補者の選定）

(2) 指定管理者の指定

平成28年三重県議会定例会11月定例月会議において、指定管理者の指定について議案を提出し、議決を経て、次期指定管理者を指定します。

(3) 協定の締結

平成29年3月末までの間に次期指定管理者と施設の管理に関する協定を締結します。

(4) 指定期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間

みえ県民交流センター指定管理者選定委員会委員

(敬称略 50音順)

役職	名 前	出身団体等名称・役職
委員	いた 板 井 正 育	皇学館大学教育開発センター准教授
委員	かた 片 山 光	東海税理士会津支部
委員	か 加 藤 久	公募委員
委員	ふじ 藤 本 久 司	元三重大学人文学部准教授
委員	わか 若 林 千枝子	元三重県生活部N P O室長

みえ県民交流センター指定管理者審査基準及び配点

別紙2

1. 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。

審査項目		審査内容	配点
管理運営の総合的な基本方針	1-1	施設運営にかかる基本方針と、5年間の方向性(ビジョン)が明確になっているか	10
利用者の公平、公正な利用	1-2	基本方針が利用の平等性の観点から適切か	10
	1-3	事業計画の内容が利用者の特定化などの偏りがなくバランスがとれているか	10
企業(団体)の社会的責任	1-4	企業(団体)倫理・コンプライアンス(法令遵守)・環境配慮への対応は適切か	10
		小計	40

2. 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。

審査項目		審査内容	配点
施設、機器、備品等の効率的で安定的な維持管理	2-1	施設、機器、備品等の維持管理が効率的で安定的に行われる適切な提案がなされているか	10
危機管理体制や緊急時の対応	2-2	緊急時等における危機管理対応は適切な提案がなされているか	10
	2-3	研修や訓練など平常時の対策は適切な提案がなされているか	10
利用者の安全確保対策	2-4	利用者の安全の確保、事故防止対策は適切な提案がなされているか	10
	2-5	危険箇所・破損箇所・不良箇所の早期発見やその措置は適切な提案がなされているか	10
個人情報保護対策	2-6	チェック体制や責任体制は適切な提案がなされているか	10
	2-7	職員への教育・研修方法は適切な提案がなされているか	10
		小計	70

3. 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ができるものであること。

審査項目		審査内容	配点
施設等の利用	3-1	利用者対応、センター内の情報の活用、日常の管理業務等に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか	10
	3-2	利用料金の設定、収受、減免等の方法に関し、適切な提案がなされているか	10
市民活動促進及び国際化の推進	3-3	市民活動促進のための取組に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか	20
	3-4	国際化の推進のための取組に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか	20
市民活動に関する情報の受発信	3-5	ホームページの設置及び管理運営に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか	10
	3-6	情報誌の発行及び配布に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか	10
	3-7	団体情報データ調査・活用に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか	10
中間支援団体等の機能向上・連携交流	3-8	県内中間支援組織等の機能向上に関し、適切に課題把握し、より有効で具体的な方策が提案されているか	10
	3-9	県内中間支援組織等の連携交流に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか	10
	3-10	県外の中間支援組織等とのネットワーク構築に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか	10
	3-11	市民活動支援体制の強化を図る取組に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか	10
みえ災害ボランティア支援センターの運営	3-12	災害時に県域の市民活動センターとして役割を担うための適切な提案がされているか	10
サービス向上への取組	3-13	サービス向上につながるような独自の提案がなされているか	10
	3-14	施設の稼働率などを高めるための具体的な提案がなされているか	10
	3-15	利用者の声の把握及び反映などサービス向上のための積極的な姿勢が見られるか	10
成果目標	3-16	成果目標を達成するための具体的な方策が提案されているか	10
	3-17	提案された達成すべき成果目標は、具体的で適切な提案がなされているか	10
総合評価	3-18	当該指定管理業務について県域性、独自性、先進性等のある提案がなされているか	10
		小計	200

4. 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。

審査項目		審査内容	配点
収支計画の積算の考え方	4-1	収入、支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか	10
	4-2	提案された事業が十分実施できる計画となっているか	10
コスト削減の考え方	4-3	実効性がありかつ創意工夫がある経費の節減方策が提案されているか	10
		小計	30

5. 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

審査項目		審査内容	配点
法人等の財政的基盤	5-1	施設を継続的、安定的に運営できる能力があるか	10
法人等の組織体制、勤務体制	5-2	事業計画書に沿った管理運営を実施するための人員の確保は適切であるか	10
	5-3	事業計画書に沿った管理運営を実施するための組織体制や責任体制は適切であるか	10
	5-4	提案事業内容が実施できる人員配置、勤務体制となっているか	10
人材育成方針、研修計画	5-5	職員の人材育成につながる方針となっているか	10
	5-6	業務に必要な研修があるか	10
		小計	60
		合計	400

(様式3)

みえ県民交流センター事業計画書の要旨

申請者名	特定非営利活動法人 みえNPOネットワークセンター
管理経営方針	<p>①県内全域を対象にした市民活動センターとして、県内のNPOやNPO支援組織と連携し、県内のNPOや市民活動の支援を行い、県内の市民活動の発展を目指します。</p> <p>②県内外の市民活動に関する情報を収集・発信して情報のキーステーションの役割を果たします。</p> <p>③国際交流センターとして、三重県の国際化の進展を図るため、三重県多文化共生社会づくり指針に基づいて、国籍や民族が異なる人々がお互いの文化の違いを認め合い、尊重する多文化共生社会づくり、国際貢献、交流活動の発展をめざし、総合的拠点としての役割を果たします。</p> <p>④同居している県行政をはじめ、多様な主体との協働に積極的に取り組みます。</p> <p>⑤さまざま利用者の立場に立って、誰もが利用しやすい快適な施設づくりを目指します。</p> <p>⑥利用者の意見を管理運営に反映させ、利便性の向上や事業内容の充実など県民サービスの向上を図ります。</p> <p>⑦効率的・効果的な管理運営を行い、経費の節減に努めます。</p> <p>⑧センター利用に関する基本的な条件、管理運営の基本を遵守し、適正に管理いたします。</p>
管理業務に関する計画	<p>センターの施設、機器、備品については、常に点検整備を行い、利用者の皆様に良好な状態で利用していただけるように努めます。</p> <p>①閉館日は12月29日から1月3日までとします。</p> <p>②利用時間は午前9時から午後10時までとします。</p> <p>③利用団体を営利と非営利の2種類に区分し、それぞれ利用料金を設定します。</p> <p>④人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保護活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、障がいを理由とする差別の解消、障がい者就労支援施設等からの優先的な調達、次世代育成支援、地震防災対策等の県が推進する施策を十分理解し、協力して施策実現のために寄与します。</p> <p>⑤災害、事故等の不測の事態を想定した体制づくりを行います。</p> <p>⑥みえ災害ボランティア支援センターと連携します。</p> <p>⑦個人情報に配慮します。</p> <p>⑧その他条例等を遵守します。</p>

運営業務に関する 計画	<p>施設に関する運営業務としては、センターの総合案内、センター視察・見学、出前講座、センター施設等の利用許可、図書資料及び市民活動団体情報ファイルの管理、閲覧・貸出業務、センター内の掲示物等の管理等を行います。</p> <p>①市民活動促進及び国際化の推進のための業務として、講座や相談業務、市民活動NPO月間や基金の設置を行います。 ②国際化推進のための業務として、多文化共生理解イベントやNGOからの報告会の開催等を行います。 ③市民活動に関する情報の受発信に関する業務として、ホームページの運営、情報誌の発行、データベースの作成を行います。 ④中間支援団体等の機能向上・連携交流に関する業務として、県内各地の中間支援組織の強化や交流会、県内外の中間支援組織とのネットワーク形成や調査事業などを開催します。 ⑤みえ災害ボランティア支援センターの運営に関する業務として、みえ災害ボランティア支援センターが設置された場合に協力をします。また、平時には中間支援機能を生かした災害支援関係のネットワークづくりやアンケート調査を行います。</p> <p>その他に、コーヒーサービスや自動販売機の設置、図書コーナーの充実を図ります。</p>																																																												
収支計画の積算の 考え方	<p>施設利用料、講座参加費、広告収入等を増加させつつ、コスト削減に努めます。コスト削減については、入札制度・見積もり合わせの導入、節電、各種事業の効率化等を行います。</p>																																																												
組織及び人員	<p>みえNPOネットワークセンターの構成メンバーで経営会議を行います。 職員は10名以上雇用し、センター長1名、副センター長1名を設置します。 勤務はローテーションで行います。 外部委員会を設置します。 利用者に対して平等かつ温かい対応ができるとともに、市民活動、国際交流のセンターを担うふさわしい人材の育成に必要な研修を行います。</p>																																																												
収支 計画書 (千円)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th><th style="text-align: center;">29年度</th><th style="text-align: center;">30年度</th><th style="text-align: center;">31年度</th><th style="text-align: center;">32年度</th><th style="text-align: center;">33年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">収入合計</td><td style="text-align: center;">32,750</td><td style="text-align: center;">32,750</td><td style="text-align: center;">33,666</td><td style="text-align: center;">34,582</td><td style="text-align: center;">34,582</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">内訳</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">指定管理料</td><td style="text-align: center;">29,272</td><td style="text-align: center;">29,272</td><td style="text-align: center;">30,188</td><td style="text-align: center;">31,104</td><td style="text-align: center;">31,104</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">利用料収入</td><td style="text-align: center;">1,532</td><td style="text-align: center;">1,532</td><td style="text-align: center;">1,532</td><td style="text-align: center;">1,532</td><td style="text-align: center;">1,532</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業収入</td><td style="text-align: center;">1,932</td><td style="text-align: center;">1,932</td><td style="text-align: center;">1,932</td><td style="text-align: center;">1,932</td><td style="text-align: center;">1,932</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">受取寄付金</td><td style="text-align: center;">10</td><td style="text-align: center;">10</td><td style="text-align: center;">10</td><td style="text-align: center;">10</td><td style="text-align: center;">10</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">受取利息</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">2</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">雑収入</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">2</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出合計</td><td style="text-align: center;">32,750</td><td style="text-align: center;">32,750</td><td style="text-align: center;">33,666</td><td style="text-align: center;">34,582</td><td style="text-align: center;">34,582</td></tr> </tbody> </table>	年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	収入合計	32,750	32,750	33,666	34,582	34,582	内訳						指定管理料	29,272	29,272	30,188	31,104	31,104	利用料収入	1,532	1,532	1,532	1,532	1,532	事業収入	1,932	1,932	1,932	1,932	1,932	受取寄付金	10	10	10	10	10	受取利息	2	2	2	2	2	雑収入	2	2	2	2	2	支出合計	32,750	32,750	33,666	34,582	34,582
年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度																																																								
収入合計	32,750	32,750	33,666	34,582	34,582																																																								
内訳																																																													
指定管理料	29,272	29,272	30,188	31,104	31,104																																																								
利用料収入	1,532	1,532	1,532	1,532	1,532																																																								
事業収入	1,932	1,932	1,932	1,932	1,932																																																								
受取寄付金	10	10	10	10	10																																																								
受取利息	2	2	2	2	2																																																								
雑収入	2	2	2	2	2																																																								
支出合計	32,750	32,750	33,666	34,582	34,582																																																								

※ A4版2枚以内としてください。

11 各種審議会等の審議状況について
(平成28年6月3日～平成28年9月14日)

1 特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会

1 審議会等の名称	特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会
2 開催年月日	平成28年7月25日（第1回）、平成28年8月17日（第2回）
3 委員	委員長 田中 勝 委員 北見 宏介 他3名
4 質問事項	対象事案（桑名市源十郎新田事案）に係る県が行った措置等の調査（第2次検証）
5 調査審議結果	対象事案に係る第2次検証の報告書案等について審議が行われた。
6 備考	今後の予定：平成28年10月中に答申予定

2 三重県私立学校審議会

1 審議会等の名称	三重県私立学校審議会
2 開催年月日	平成28年8月2日
3 委員	会長 梅村 光久 委員 藤内 隆志 他10名
4 質問事項	中等教育学校の設置認可について 外6件
5 調査審議結果	中等教育学校の設置認可、特別支援学校の収容定員に係る学則変更について等について審議され、7件全て「認可することに異議はない」と答申された。
6 備考	次回開催日、今後の予定：未定

3 三重県立図書館協議会

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	平成28年6月21日
3 委員	会長 井村 正勝 副会長 坂倉 加代子 委員 岸 葉子 他7名
4 質問事項	なし
5 調査審議結果	平成28年度取組方針に基づく事業進捗状況について意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日、今後の予定：未定

4 三重県総合博物館協議会

1 審議会等の名称	三重県総合博物館協議会
2 開催年月日	平成28年7月20日
3 委員	会長 山田 康彦 副会長 大西 かおり 委員 山下 治子 他12名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	「平成29年度の企画展示の考え方」等について意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日、今後の予定：平成28年12月21日

5 三重県立美術館協議会

1 審議会等の名称	三重県立美術館協議会
2 開催年月日	平成28年7月30日
3 委員	会長 岡野 友彦 副会長 吉田 悅之 委員 新 輝美 他9名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	平成28年度美術館事業の進捗状況について意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日、今後の予定：未定

6 三重県公害審査会 調停委員会

1 審議会等の名称	三重県公害審査会 調停委員会
2 開催年月日	平成28年7月6日（第1回調停期日）
3 委員	調停委員長 尾高 健太郎 委員 尾辻 典子 委員 増山 裕之
4 諮問事項	平成27年（調）第1号事件
5 調査審議結果	申請人及び被申請人から意見の聴取を行ったが、当事者間に合意が成立する見込みがないものと認め、公害紛争処理法第36条第1項の規定により調停を打ち切った。
6 備考	次回開催日：なし

7 三重県環境影響評価委員会 小委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会 小委員会
2 開催年月日	(1) 平成28年7月15日、平成28年9月9日 (2) 平成28年7月15日、平成28年9月9日 (3) 平成28年8月19日 (4) 平成28年8月26日
3 委員	(1) 小委員会委員長 塚田 森生 他10名 (2) 小委員会委員長 塚田 森生 他10名 (3) 小委員会委員長 津村 善博 他10名 (4) 小委員会委員長 太田 清久 他5名
4 質問事項	(1) 四日市ソーラー事業（仮称）に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について (2) 四日市足見川メガソーラー事業に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見について (3) （仮称）宮リバ一度会ソーラーパーク事業に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見について (4) 桑名広域清掃事業組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について
5 調査審議結果	三重県環境影響評価条例第5条に基づく方法書または同条例第13条に基づく準備書に記載された内容について審議された。
6 備考	今後の予定： (1) 小委員会の審議結果を三重県環境影響評価委員会会長に諮り、平成28年9月16日に答申 (2) 小委員会の審議結果を三重県環境影響評価委員会会長に諮り、平成28年10月に答申予定 (3) 小委員会の審議結果を三重県環境影響評価委員会会長に諮り、平成28年10月に答申予定 (4) 小委員会の審議結果を三重県環境影響評価委員会会長に諮り、平成28年11月までに答申予定

8 三重県自然環境保全審議会 温泉部会

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 温泉部会
2 開催年月日	平成28年6月24日
3 委員	部会長 加治佐 隆光 委員 大沼 章子 他2名
4 質問事項	温泉法に基づく土地の掘削の許可について
5 調査審議結果	温泉法第3条第1項に基づく土地の掘削許可申請（志摩市内1件）について審議が行われ、許可が適当と認められた。
6 備考	次回開催日、今後の予定：平成28年10月開催予定

9 三重県人権施策審議会

1 審議会等の名称	三重県人権施策審議会
2 開催年月日	平成28年8月29日
3 委員	会長 松井 真理子 委員 高須 幹生 他18名
4 質問事項	なし
5 調査審議結果	第二次人権が尊重される三重をつくる行動プランの進捗管理について説明し、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：未定

10 三重県男女共同参画審議会

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会
2 開催年月日	全体会：平成28年8月8日 第1部会：平成28年7月1日、7月25日、8月30日 第2部会：平成28年7月12日、7月22日、8月31日 第3部会：平成28年7月11日、7月26日、9月2日
3 委員	会長 小川 真里子 副会長 佐伯 富樹 委員 伊藤 公則 他17名 (第1部会) 部会長：西口 晶子 他5名 (第2部会) 部会長：佐伯 富樹 他7名 (第3部会) 部会長：神長 唯 他5名
4 質問事項	第2次三重県男女共同参画基本計画の変更について
5 調査審議結果	・第2次三重県男女共同参画基本計画の改定に関する中間案等について説明し、審議を行った。 ・県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、対象課へのヒアリングを実施した。
6 備考	今後の予定：平成28年9月に「男女共同参画の推進に関する中間評価」をとりまとめる予定。また、平成28年11月を目途に、第2次三重県男女共同参画基本計画の改定に関する最終案の審議を行う予定。

11 みえ県民交流センター指定管理者選定委員会

1 審議会等の名称	みえ県民交流センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成28年7月20日
3 委員	委員長 板井 正齊 職務代行者 藤本 久司 委員 片山 光 他2名
4 諮問事項	みえ県民交流センターにおける指定管理者選定に関する審査基準及び配点表の作成について
5 調査審議結果	平成29年4月からの指定管理者を募集する際に必要な「審査基準及び配点表」について審議し、決定された。
6 備考	次回開催日：第2回 平成28年10月6日 第3回 平成28年10月20日 今後の予定：指定管理候補者の選定に向けて、ヒアリング、審査及び順位の決定を行う。

12 三重県交通安全対策会議

1 審議会等の名称	三重県交通安全対策会議
2 開催年月日	平成28年7月8日
3 委員	会長 三重県知事 鈴木 英敬 委員 粟村 勝行 他19名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	1 第10次三重県交通安全計画（案）について審議され、承認された。 2 第2次三重県飲酒運転0をめざす基本計画（案）について審議され、承認された。 3 平成27年度三重県交通安全実施計画／実施結果（案）について審議され、承認された。 4 平成28年度三重県交通安全計画（案）について審議され、承認された。
6 備考	次回開催日：平成29年7月頃